

別冊

平成19年度

生活保護基準・生活保護実施要領等（案）

保 護 の 基 準

1 一般生活費認定基準表

1級地-1

第 1 類

年 齢 区 分	基 準 額
	円
0歳 ~ 2歳	20,900
3歳 ~ 5歳	26,350
6歳 ~ 11歳	34,070
12歳 ~ 19歳	42,080
20歳 ~ 40歳	40,270
41歳 ~ 59歳	38,180
60歳 ~ 69歳	36,100
70歳以上	32,340

居宅における世帯構成員の数が4人の世帯の第1類の額は、第1類の表に定める個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げるものとする。）とし、居宅における世帯構成員の数が5人以上の世帯の第1類の額は、第1類の表に定める個人別の額を合算した額に0.9を乗じた額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げるものとする。）とする。（以下の全級地に共通）

第 2 類

基準額及び加算額		世 帯 人 員 別					
		1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上1人 を増すごとに 加算する額	
基 準 額		円	円	円	円	円	
		43,430	48,070	53,290	55,160	440	
地区別冬季 加算額	I 区	24,350	31,530	37,630	42,670	1,640	
	II 区	17,410	22,550	26,910	30,520	1,170	
	III 区	11,560	14,970	17,860	20,250	780	
	〔11月から 3月まで〕	IV 区	8,820	11,420	13,630	15,460	590
		V 区	6,150	7,970	9,510	10,780	410
		VI 区	3,090	4,000	4,770	5,410	200

年 齢 区 分	基 準 額
	円
0歳 ~ 2歳	19,960
3歳 ~ 5歳	25,160
6歳 ~ 11歳	32,540
12歳 ~ 19歳	40,190
20歳 ~ 40歳	38,460
41歳 ~ 59歳	36,460
60歳 ~ 69歳	34,480
70歳以上	31,120

第 2 類

基準額及び加算額		世 帯 人 員 別				
		1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上1人 を増すごとに 加算する額
基 準 額		円	円	円	円	円
		41,480	45,910	50,890	52,680	440
地区別冬季 加算額 (11月から 3月まで)	I 区	23,250	30,110	35,940	40,750	1,640
	II 区	16,630	21,540	25,700	29,150	1,170
	III 区	11,040	14,300	17,060	19,340	780
	IV 区	8,420	10,910	13,020	14,760	590
	V 区	5,870	7,610	9,080	10,290	410
	VI 区	2,950	3,820	4,560	5,170	200

第 1 類

課 税 額

年 齢 区 分	基 準 額	加 算 額
	円	
0歳 ~ 2歳	19,020	340
3歳 ~ 5歳	23,980	340
6歳 ~ 11歳	31,000	340
12歳 ~ 19歳	38,290	340
20歳 ~ 40歳	36,650	340
41歳 ~ 59歳	34,740	340
60歳 ~ 69歳	32,850	340
70歳以上	29,430	340

第 2 類

基 準 額 及 び 加 算 額		世 帯 人 員 別				
		1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上1人 を増すごとに 加算する額
基 準 額		円	円	円	円	円
		39,520	43,740	48,490	50,200	400
地 区 別 冬 季 加 算 額 (11月から 3月まで)	I 区	22,160	28,690	34,240	38,830	1,490
	II 区	15,840	20,520	24,490	27,770	1,060
	III 区	10,520	13,620	16,250	18,430	710
	IV 区	8,030	10,390	12,400	14,070	540
	V 区	5,600	7,250	8,650	9,810	370
	VI 区	2,810	3,640	4,340	4,920	180

2級地-2

第 1 類

年 齢 区 分	基 準 額	加 算 額
	円	
0歳 ~ 2歳	18,080	0
3歳 ~ 5歳	22,790	0
6歳 ~ 11歳	29,470	0
12歳 ~ 19歳	36,400	0
20歳 ~ 40歳	34,830	0
41歳 ~ 59歳	33,030	0
60歳 ~ 69歳	31,230	0
70歳以上	28,300	0

第 2 類

基準額及び加算額		世 帯 人 員 別				
		1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上1人 を増すごとに 加算する額
基 準 額		円	円	円	円	円
		37,570	41,580	46,100	47,710	400
地区別冬季 加算額 (11月から 3月まで)	I 区	21,060	27,270	32,550	36,910	1,490
	II 区	15,060	19,510	23,280	26,400	1,060
	III 区	10,000	12,950	15,450	17,520	710
	IV 区	7,630	9,880	11,790	13,370	540
	V 区	5,320	6,890	8,230	9,320	370
	VI 区	2,670	3,460	4,130	4,680	180

3級地-1

第 1 類

年 齢 区 分	基 準 額
	円
0歳 ~ 2歳	17,140
3歳 ~ 5歳	21,610
6歳 ~ 11歳	27,940
12歳 ~ 19歳	34,510
20歳 ~ 40歳	33,020
41歳 ~ 59歳	31,310
60歳 ~ 69歳	29,600
70歳以上	26,520

第 2 類

基準額及び加算額		世 帯 人 員 別				
		1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上1人 を増すごとに 加算する額
基 準 額		円	円	円	円	円
		35,610	39,420	43,700	45,230	360
地区別冬季 加算額 (11月から 3月まで)	I 区	19,970	25,850	30,860	34,990	1,340
	II 区	14,280	18,490	22,070	25,030	960
	III 区	9,480	12,280	14,650	16,610	640
	IV 区	7,230	9,360	11,180	12,680	480
	V 区	5,040	6,540	7,800	8,840	340
	VI 区	2,530	3,280	3,910	4,440	160

3級地-2

第 1 類

年 齢 区 分	基 準 額
	円
0歳 ~ 2歳	16,200
3歳 ~ 5歳	20,420
6歳 ~ 11歳	26,400
12歳 ~ 19歳	32,610
20歳 ~ 40歳	31,210
41歳 ~ 59歳	29,590
60歳 ~ 69歳	27,980
70歳以上	25,510

第 2 類

基準額及び加算額		世 帯 人 員 別				
		1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上1人 を増すごとに 加算する額
基 準 額		円	円	円	円	円
		33,660	37,250	41,300	42,750	360
地区別冬季 加算額 (11月から 3月まで)	I 区	18,870	24,440	29,160	33,070	1,340
	II 区	13,490	17,480	20,860	23,650	960
	III 区	8,960	11,600	13,840	15,690	640
	IV 区	6,840	8,850	10,560	11,980	480
	V 区	4,770	6,180	7,370	8,350	340
	VI 区	2,390	3,100	3,700	4,190	160

2 その他の扶助基準表

(1) 救護施設等

ア 基準額

級	地	別	救護施設及び これに準ずる施設	更生施設及び これに準ずる施設
			円	円
1	級	地	64,240	68,050
2	級	地	61,030	64,650
3	級	地	57,820	61,250

イ 地区別冬季加算額 (11月から3月まで)

地区別 級地別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
	円	円	円	円	円	円
1 級地	10,640	8,160	6,420	4,760	3,030	2,280
2 級地	9,680	7,430	5,840	4,330	2,760	2,070
3 級地	8,720	6,690	5,260	3,900	2,480	1,870

(2) 期末一時扶助費

ア 居宅

級	地	別	基準額
			円
1	級地	- 1	14,180
1	級地	- 2	13,540
2	級地	- 1	12,900
2	級地	- 2	12,270
3	級地	- 1	11,630
3	級地	- 2	10,990

イ 救護施設等

級	地	別	基準額
			円
1	級地		5,070
2	級地		4,610
3	級地		4,160

(3) 入院患者日用品費

ア 基準額

級	地	別	基準額
1・2・3	級地		23,150円以内

イ 地区別冬季加算額 (11月から3月まで)

地区別 級地別	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
	円	円	円
1・2・3級地	3,600	2,110	1,000

(4) 介護施設入所者基本生活費

ア 基準額

級	地	別	基準額
1・2・3	級地		9,890円以内

イ 地区別冬季加算額 (11月から3月まで)

地区別 級地別	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
	円	円	円
1・2・3級地	3,600	2,110	1,000

(5) 入学準備金

級 地 別	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校 等
1・2・3級地	39,500円以内	46,100円以内	61,400円以内

(6) 教育扶助基準

級 地 別	小 学 校	中 学 校
1・2・3級地	円 2,150	円 4,180

(7) 住宅扶助基準

級 地 別	家賃、間代、地代等の額（月額）	補修費等住宅維持費の額（年額）
1・2級地	13,000円以内	117,000円以内
3級地	8,000円以内	

(8) 出産扶助基準

級 地 別	施設分べん	居宅分べん
1・2・3級地	168,000 円以内	204,000円以内

(注) 施設分べんの場合は、入院料の実費を加算

(9) 生業扶助基準

区 分		基 準 額 (1・2・3級地)	
生 業 費		45,000円以内	
技 能 修 得 費	技能修得費（高等学校等就学費を除く。）	68,000円以内	
	高等学校等就学費	基本額（月額）	5,300円
		教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
		授業料、入学料及び入学考査料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
		通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
就 職 支 度 費		28,000円以内	

(10) 葬祭扶助基準

ア 基準額

級 地 別	基 準 額	
	大 人	小 人
1・2級地	199,000円以内	159,200円以内
3級地	174,100円以内	139,300円以内

イ 別表第8の3に該当

級 地 別	金 額
1・2級地	11,230円
3級地	9,830円

3 加 算 関 係

(1) 妊産婦加算

級 地 別	妊 産 婦 加 算		産 婦 加 算 円
	妊 娠 6 か 月 未 満 円	妊 娠 6 か 月 以 上 円	
1・2 級 地	9,140	13,810	8,490
3 級 地	7,770	11,740	7,220

(2) 母 子 加 算

要件Ⅰ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童

要件Ⅱ 20歳未満の障害児

要件Ⅰ又は要件Ⅱに該当する児童を養育しなければならない場合

級 地 別	児 童 1 人		児 童 が 2 人 の 場 合 に 加 え る 額		児 童 が 3 人 以 上 1 人 を 増 す こ と に 加 え る 額	
	在 宅 円	入 院 ・ 入 所 円	在 宅 円	入 院 ・ 入 所 円	在 宅 円	入 院 ・ 入 所 円
1 級 地	<u>15,510</u>		<u>1,230</u>		<u>630</u>	
2 級 地	<u>14,430</u>	<u>12,920</u>	<u>1,150</u>	<u>1,040</u>	<u>580</u>	<u>510</u>
3 級 地	<u>13,350</u>		<u>1,070</u>		<u>530</u>	

(3) 障 害 者 加 算

ア 別表第1第2章の4の(2)のイに該当

級 地 別	加 算 額	
	在 宅 円	入 院 ・ 入 所 円
1 級 地	26,850	
2 級 地	24,970	22,340
3 級 地	23,100	

イ 別表第1第2章の4の(2)のイに該当

級 地 別	加 算 額	
	在 宅 円	入 院 ・ 入 所 円
1 級 地	17,890	
2 級 地	16,650	14,890
3 級 地	15,400	

ウ 別表第1第2章の4の(3)に該当

級 地 別	加 算 額 円
1・2・3 級 地	14,380

エ 別表第1第2章の4の(4)に該当

級 地 別	加 算 額 円
1・2・3 級 地	12,060

オ 別表第1第2章の4の(5)に該当

級 地 別	加 算 額
1・2・3 級 地	69,720円以内

(4) 介護施設入所者加算

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	9,890円以内

(5) 在宅患者加算

級 地 別	加 算 額
1・2級地	13,290円
3級地	11,300円

(6) 放射線障害者加算

ア 別表第1第2章の7の(1)に該当

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	42,660円

イ 別表第1第2章の7の(2)に該当

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	21,330円

(7) 児童養育加算(1・2・3級地)

児童養育加算は、児童の養育にあたる者について行い、その加算額(月額)は、児童1人につき次の表に掲げる額とする。

第1子及び第2子	小学校第6学年修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下この表において同じ。)	5,000円
第3子以降	小学校第6学年修了前の児童	10,000円

(平成19年8月1日から)

第1子及び第2子	3歳に満たない児童	10,000円
	3歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。)であつて12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	5,000円
第3子以降	小学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)	10,000円

※3歳に達した月の翌月から5,000円となる。

4 控除関係

(1) 基礎控除額表

(別紙)

級	地	別	控	除	額
1	級	地	150,900		円
2	級	地	137,300		
3	級	地	123,700		

(2) 特別控除(年額)

級	地	別	控	除	額
1	級	地	150,900		円
2	級	地	137,300		
3	級	地	123,700		

級	地	別	控	除	額
1	級	地	150,900		円
2	級	地	137,300		
3	級	地	123,700		

(3) 新規就労控除(月額)

級	地	別	控	除	額
1・2・3	級	地	10,400		円

級	地	別	控	除	額
1・2・3	級	地	10,400		円

(4) 未成年者控除(月額)

級	地	別	控	除	額
1・2・3	級	地	11,600		円

級	地	別	控	除	額
1・2・3	級	地	11,600		円

(5) 収入控除(年額)

1900.01	基礎控除額	150,900
1900.02	特別控除額	150,900
1900.03	新規就労控除額	10,400
1900.04	未成年者控除額	11,600

※ 収入控除額は、収入控除額(基礎控除額)と特別控除額(特別控除額)の合計額を指す。

基礎控除額表

収入金額別区分	1 級 地		2 級 地		3 級 地	
	1 人 目	2 人目以降	1 人 目	2 人目以降	1 人 目	2 人目以降
円 0 ~ 円 8,000	円 0 ~ 8,000	円 0 ~ 8,000	円 0 ~ 8,000	円 0 ~ 8,000	円 0 ~ 8,000	円 0 ~ 8,000
8,001 ~ 8,339	8,001 ~ 8,339	8,000	8,001 ~ 8,339	8,000	8,001 ~ 8,339	8,000
8,340 ~ 11,999	8,340	8,000	8,340	8,000	8,340	8,000
12,000 ~ 15,999	9,030	8,000	9,030	8,000	9,030	8,000
16,000 ~ 19,999	9,720	8,260	9,720	8,260	9,720	8,260
20,000 ~ 23,999	10,410	8,850	10,410	8,850	10,410	8,850
24,000 ~ 27,999	11,100	9,440	11,100	9,440	11,100	9,440
28,000 ~ 31,999	11,780	10,010	11,780	10,010	11,780	10,010
32,000 ~ 35,999	12,470	10,600	12,470	10,600	12,470	10,600
36,000 ~ 39,999	13,160	11,190	13,160	11,190	13,160	11,190
40,000 ~ 43,999	13,850	11,770	13,850	11,770	13,850	11,770
44,000 ~ 47,999	14,540	12,360	14,540	12,360	14,540	12,360
48,000 ~ 51,999	15,220	12,940	15,220	12,940	15,220	12,940
52,000 ~ 55,999	15,910	13,520	15,910	13,520	15,910	13,520
56,000 ~ 59,999	16,600	14,110	16,600	14,110	16,600	14,110
60,000 ~ 63,999	17,290	14,700	17,290	14,700	17,290	14,700
64,000 ~ 67,999	17,980	15,280	17,980	15,280	17,980	15,280
68,000 ~ 71,999	18,660	15,860	18,660	15,860	18,660	15,860
72,000 ~ 75,999	19,350	16,450	19,350	16,450	19,350	16,450
76,000 ~ 79,999	20,040	17,030	20,040	17,030	20,040	17,030
80,000 ~ 83,999	20,730	17,620	20,730	17,620	20,730	17,620
84,000 ~ 87,999	21,420	18,210	21,420	18,210	21,420	18,210
88,000 ~ 91,999	22,100	18,790	22,100	18,790	22,100	18,790
92,000 ~ 95,999	22,770	19,380	22,770	19,380	22,770	19,380
96,000 ~ 99,999	23,460	19,970	23,460	19,970	23,460	19,970
100,000 ~ 103,999	24,150	20,560	24,150	20,560	24,150	20,560
104,000 ~ 107,999	24,840	21,150	24,840	21,150	24,840	21,150
108,000 ~ 111,999	25,530	21,740	25,530	21,740	25,530	21,740
112,000 ~ 115,999	26,220	22,330	26,220	22,330	26,220	22,330
116,000 ~ 119,999	26,910	22,920	26,910	22,920	26,910	22,920
120,000 ~ 123,999	27,600	23,510	27,600	23,510	27,600	23,510
124,000 ~ 127,999	28,290	24,100	28,290	24,100	28,290	24,100
128,000 ~ 131,999	28,980	24,690	28,980	24,690	28,980	24,690
132,000 ~ 135,999	29,670	25,280	29,670	25,280	29,670	25,280
136,000 ~ 139,999	30,360	25,870	30,360	25,870	30,360	25,870
140,000 ~ 143,999	31,050	26,460	31,050	26,460	31,050	26,460
144,000 ~ 147,999	31,740	27,050	31,740	27,050	31,740	27,050
148,000 ~ 151,999	32,430	27,640	32,430	27,640	32,430	27,640
152,000 ~ 155,999	33,120	28,230	33,120	28,230	33,120	28,230
156,000 ~ 159,999	33,810	28,820	33,810	28,820	33,810	28,820
160,000 ~ 163,999	34,500	29,410	34,500	29,410	34,500	29,410
164,000 ~ 167,999	35,190	30,000	35,190	30,000	35,190	30,000
168,000 ~ 171,999	35,880	30,590	35,880	30,590	35,880	30,590
172,000 ~ 175,999	36,570	31,180	36,570	31,180	36,570	31,180
176,000 ~ 179,999	37,260	31,770	37,260	31,770	37,260	31,770
180,000 ~ 183,999	37,950	32,360	37,950	32,360	37,950	32,360
184,000 ~ 187,999	38,640	32,950	38,640	32,950	38,640	32,950
188,000 ~ 191,999	39,330	33,540	39,330	33,540	39,330	33,540
192,000 ~ 195,999	40,020	34,130	40,020	34,130	40,020	34,130
196,000 ~ 199,999	40,710	34,720	40,710	34,720	40,710	34,720
200,000 ~ 203,999	41,400	35,310	41,400	35,310	41,400	35,310
204,000 ~ 207,999	42,090	35,900	42,090	35,900	42,090	35,900
208,000 ~ 211,999	42,780	36,490	42,780	36,490	42,780	36,490
212,000 ~ 215,999	43,470	37,080	43,470	37,080	43,470	37,080
216,000 ~ 219,999	44,160	37,670	44,160	37,670	44,160	37,670
220,000 ~ 223,999	44,850	38,260	44,850	38,260	44,850	38,260
224,000 ~ 227,999	45,540	38,850	45,540	38,850	45,540	38,850
228,000 ~ 231,999	46,230	39,440	46,230	39,440	46,230	39,440
232,000 ~ 235,999	46,920	40,030	46,920	40,030	46,920	40,030
236,000 ~ 239,999	47,610	40,620	47,610	40,620	47,610	40,620
240,000 ~	48,300	41,210	48,300	41,210	48,300	41,210

保 護 の 実 施 要 領

生活保護法による保護の実施要領について

生活保護法による保護の実施については、法令及び告示に定めるもののほか、この要領による。

第1 世帯の認定

㊦ 第1

同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。

なお、居住を一にしていなくても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。

㊦ 第1

1 居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいうこと。

- (1) 出かせぎしている場合
- (2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合
- (3) 夫婦間又は親の未成熟の子（中学3年以下の子をいう。以下同じ。）に対する関係（以下「生活保持義務関係」という。）にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合
- (4) 行商又は勤務等の関係上、子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合
- (5) 病気治療のため病院等に入院又は入所（介護老人保健施設への入所に限る。2の(5)（エを除く。）及び(6)並びに第2の1において同じ。）している場合
- (6) 職業能力開発校、国立光明寮等に入所している場合
- (7) その他(1)から(6)までのいずれかと同様の状態にある場合

問（第1の4） 出かせぎ又は寄宿とは、生計を一にする世帯の所在地を離れて、特定又は不特定期間、他の土地で就労、事業、就学等のため仮の独立生活を営み、目的達成後その世帯に帰ることが予定されている状態をいうものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第1の5） 生計を一にする世帯から離れて、他の土地に新たな生計の本拠を構えた場合には、これを転出として取り扱ってよいか。

答 貴見のとおり取り扱って差しつかえない。

2 同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。

ただし、これらのうち(3)、(5)、(6)、(7)及び(8)については、特に機械的に取り扱うことなく、世帯の状況及び地域の生活実態を十分考慮したうえ実施すること。また、(6)又は(7)に該当する者と生活保持義務関係にある者が同一世帯内にある場合には、(6)又は(7)に該当する者とともに分離の対象として差しつかえない。

(1) 世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合

(2) 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき

(3) 保護を要しない者が被保護世帯に当該世帯員の日常生活の世話を目的として転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき（世帯分離を行わないとすれば、その世帯がなお被保護世帯である場合であって、当該転入者がその世帯の世帯員のいずれに対しても生活保持義務関係にない場合に限る。）

(4) 次に掲げる場合であって、当該要保護者がいわゆる寝たきり老人、重度の心身障害者等で常時の介護又は監視を要する者であるとき（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

ア 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に属している場合

イ ア以外の場合であって、要保護者に対し生活保持義務関係にある者の収入が自己の一般生活費以下の場合

(5) 次に掲げる場合であって、その者を出身世帯員と同一世帯として認定することが出身世帯員の自立助長を著しく阻害すると認められるとき

ア 6箇月以上の入院又は入所を要する患者等に対して出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係に

ない場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

イ 出身世帯に配偶者が属している精神疾患に係る患者又は中枢神経系機能の全廃若しくはこれに近い状態にある者であって入院又は入所の期間がすでに1年をこえ、かつ、引き続き長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

ウ 出身世帯に自己に対し生活保持義務関係にある者が属している長期入院患者等であって、入院又は入所期間がすでに3年をこえ、かつ、引き続き長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

エ ア、イ若しくはウに該当することにより世帯分離された者が結核予防法第35条若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の公費負担を受けて引き続き入院している場合又は引き続きその更生を目的とする施設に入所している場合
オ イ、ウ又はエに該当することにより世帯分離された者が退院若しくは退所後6箇月以内に再入院又は再入所し、長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

(6) (5)のアイ、ウ又はオ以外の場合で、6箇月以上入院又は入所を要する患者等の出身世帯員のうち入院患者等に対し生活保持義務関係にない者が収入を得ており、当該入院患者等と同一世帯として認定することがその者の自立助長を著しく阻害すると認められるとき（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

(7) 同一世帯員のいずれかに対し生活保持義務関係にならぬ者が収入を得ている場合であって、結婚、転職等のため1年以内において自立し同一世帯に属さないようになると認められるとき

(8) 救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは介護老人福祉施設、障害者支援施設（障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項

に規定する身体障害者療護施設並びに同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設を含む。）又は児童福祉施設（知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設に限る。）の入所者（障害者支援施設については、重度の障害を有するため入所期間の長期化が見込まれるものに限る。）と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合（保護を受けることとなる者とその者に対し生活保持義務関係にある者とが分離されることとなる場合については、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

問（第1の8） 世帯分離が認められる場合については、局長通知第1の2及び5に各々その要件が示されているが、これは、世帯分離により保護継続している場合にも適用されるべきものと思う。したがって、世帯分離要件に該当しなくなった場合は、世帯分離を解除したうえ、改めて同一世帯として認定を行い、保護の要否判定を行うべきものと考えているが、どうか。

答 世帯分離は、世帯単位の原則をつらぬくとかえって法の目的を実現できないと認められる場合に例外的に認められる取扱いであることから、世帯分離要件は、世帯分離を行う時点だけでなく、保護継続中も常に満たされていなければならないものである。

したがって、一旦世帯分離を行った場合であっても、その後の事情の変更により、世帯分離を解除し、世帯を単位として保護の要否及び程度を決定することとなる。

具体的には、世帯分離により保護を要しないこととなった世帯の収入、資産の状況や、世帯構成、地域の生活実態との均衡及び世帯分離の効果等を継続的に把握し、世帯分離要件を満たしているかどうかについて少なくとも毎年1回は検討を行う必要がある。

なお、世帯分離の解除を円滑に行うためにも、世帯分離を行うに当たっては、当該世帯に対し世帯

分離の趣旨等を十分に説明しておく必要がある。

問（第1の9） 世帯分離をした場合において、分離により保護を要しないとした者（世帯）については、継続的に収入等を把握し、要件を満たしているかどうかについて少なくとも毎年1回は検討を行うこととされているが、世帯分離により保護を要しないとした者の非協力により保護を要しないとした者の収入等が申告されず、また再三届出を求めたにもかかわらず届出がなされないため要件の確認が行えないような場合は、どのように取り扱えばよいか。

答 世帯分離は、世帯単位の原則のもとで一定の要件を満たしていることを条件に保護の実施機関が適当と判断したときに例外的な取扱いとして認められているものである。したがって、世帯分離中は継続して分離の要件を満たしており、分離が適切であるとの実施機関の判断が前提となっているものであるから、設問のように福祉事務所において分離要件を見直すことが必要であると考え調査したが、世帯分離により保護を要しないとした者の非協力により、この確認ができない場合には当然世帯単位の原則に立ち返り同一世帯と認定すべきものである。

以上の考え方からすれば、設問のような場合においては、実施機関は、まず、世帯分離を解除し、当該者を同一世帯と認定する変更決定を行うとともに、再度必要な資料等の提出を求め、なお指示に従わない場合は所要の手続を経て保護の廃止を検討すべきである。

問（第1の10） 世帯分離により入院若しくは入所中又は局長通知第1の2の(8)に掲げる施設に入所中の者のみを相当長期間保護している場合であって、世帯分離後の出身世帯の生計中心者が代替わりしたこと等により、同一世帯として認定することが適当でないと認められる場合には、別世帯とみなして差しつかえないか。

答 次のいずれにも該当する場合であって、社会通念上同一世帯として認定することが適当でないと認められる場合には、出身世帯と分離して保護している者を別世帯とみなして差しつかえない。

1. 世帯分離後、入院入所期間がおおむね5年以上にわたっており、今後も引き続き長期間に及

ぶこと。

2. 世帯分離されている者に対し、出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にないこと。
3. 世帯分離後出身世帯の生計中心者が代替わりしていること。

なお、別世帯とみなした場合にも、従前の保護の実施機関が、なお、保護の実施責任（居住地保護の例による。）を負うこととなる。

問（第1の11） 肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設若しくは内部障害者更生施設又は身体障害者授産施設の入所者のうち、重度の障害を有するため入所期間の長期化が見込まれるものであって、出身世帯員と同一世帯として認定することが適当でない場合には、局長通知第1の2の(8)の規定に準じて、世帯分離してよろしいか。

答 お見込みのとおりである。

- 3 高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部専攻科、高等専門学校、専修学校又は各種学校（以下「高等学校等」という。）に就学し卒業することが世帯の自立助長に効果的と認められる場合については、就学しながら、保護を受けることができるものとして差し支えないこと。

ただし、専修学校又は各種学校については、高等学校又は高等専門学校での就学に準ずるものと認められるものであって、その者がかつて高等学校等、を修了したことのない場合であること。

問（第1の7） 局長通知第1の3にいう「高等学校又は高等専門学校での就学に準ずるもの」とは、どのようなものをいうか。

答 専修学校又は各種学校の修業年限が3年以上であり、かつ、普通教育科目を含む就業時数がおおむね年800時間以上である教育課程に就学する場合であって、就学する者の意欲、能力、健康状態等から判断して、当該被保護世帯の自立助長のうえで高等学校等での就学と同程度の効果が期待されるものをいう。

4 次の各要件のいずれにも該当する者については、夜間大学等で就学しながら、保護を受けることができるものとして差しつかえないこと。

(1) その者の能力、経歴、健康状態、世帯の事情等を総合的に勘案の上、稼働能力を有する場合には十分それを活用していると認められること。

(2) 就学が世帯の自立助長に効果的であること。

5 次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。

(1) 保護開始時において、現に大学で就学している者が、その課程を修了するまでの間であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合

(2) 次の貸与金を受けて大学で就学する場合

ア 独立行政法人日本学生支援機構法による貸与金
イ 国の補助を受けて行われる就学資金貸与事業による貸与金であってアに準ずるもの

ウ 地方公共団体が実施する就学資金貸与事業による貸与金（イに該当するものを除く。）であってアに準ずるもの

(3) 生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校で就学する場合であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合

問（第1の6） 局長通知第1の5の(2)のイに該当するものは、どのようなものか。

答 例えば、財団法人交通遺児育英会の奨学金、文部科学省の高等学校等進学奨励費補助を受けて行われる事業による奨学金、生活福祉資金の修学資金のうち特に必要と認められる場合に支給されるもの母子福祉資金又は寡婦福祉資金の修学資金のうち特別貸付けによるもの等である。

第2 実施責任

㊦ 第2

保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。

なお、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。

㊦ 第2

1. 居住地のない入院患者又は介護老人保健施設入所者については、原則としてその現在地である当該医療機関又は介護老人保健施設の所在地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うものであるが、次の場合には、それぞれ当該各項によること。

(1) 保護を受けていなかった単身者で居住地のないものが入院又は入所した場合は、医療扶助若しくは介護扶助又は入院若しくは入所に伴う生活扶助の適用について、保護の申請又は保護の申請権者からはじめて保護の実施機関に連絡のあった時点における、要保護者の現在地（ただし、当該単身者が急病により入院した場合であって、発病地を所管する保護の実施機関に対し申請又は連絡を行うことができない事情にあったことが立証され、かつ、入院後直ちに保護の実施機関に申請又は連絡があった場合は、発病地とする。）を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うこと。

(2) 入院又は入所前の居住地に本人の家財等が保管され又は同地と同一管内地域に確実な帰来引受先がある場合であって、本人が退院又は退所後必ずその地域に居住することが予定されているときは、入院又は入所前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任（居住地保護の例による。）を負うこと。

(3) (2)のほか、入院若しくは入所と同時に居住地を失い、又は入院若しくは入所後（入院又は入所後において住宅費が認定されていた場合には、当該住宅費が認定されなくなった日以後）3箇月以内に入院又は入所を原因として居住地を失った者（入院又は入所後3箇月を経過した後において保護の申請をした者であって、申請時において居住地がなかったものを除く。）については、入院又は入所前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任（現在地保護の例による。）を負うこと。

問（第2の1） 単身者たる入院患者又は介護老人保健施設入所者の入院又は入所前の居住地がなくなった場合は、他に親族などの縁故先で退院又は退所後の着き先となることが期待される場所があるとしても、当該入院又は入所が法によるものであると否とを問わず、すべて居住地として認定されないと解してよいか。

答 局長通知第2の1の(2)に該当する場合を除き、お見込みのとおりである。

問（第2の2） 世帯分離された入院患者又は介護老人保健施設入所者については、出身世帯の居住地をその居住地として認定すべきであり、出身世帯が移転した場合も同様であると解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第2の3） 同一世帯員として認定すべきのうち、一方が病院又は療養所にあり、他方が保護施設にある場合で、入院又は入所前の居住地が消滅しているときの実施責任は、どのように判断すべきか。

答 それぞれ世帯を別にしてしているものとして判断すべきである。

すなわち、保護施設にある者については法第19条第3項により、入院患者については局長通知第2の1又は2により取り扱うべきである。

問（第2の4） 次の場合の要保護者にかかる実施責任は、いずれにあるか。

(1) 結核予防法に基づく公費負担による入院患者等医療扶助の適用を受けていない被保護者で居住地のないものが転院転所したとき。

(2) 医療扶助により入院していたもので局長通知第2の1の(3)又は2により保護を実施されていたものが、結核予防法に基づく公費負担を受ける等医療扶助の適用を要しなくなった場合で引き続き生活扶助（入院患者の日用品費）を要するとき。

答 (1)については、局長通知第2の2は適用されず、当該被保護者の現在地である転院転所先の医療機関所在地の実施機関が、入院患者日用品費等の支給について実施責任を負うものである。

(2)については、同一医療機関に入院している限り引き続き局長通知第2の1の(3)又は2により実施責

任が定められるものである。

問（第2の5） 局長通知第2の1の(3)にいう「入院後3箇月以内」及び「入院後3箇月を経過した後」の「3箇月」はどのように算定すべきか。

答 いずれも入院した日の属する月を含めて4箇月目の月の入院日に応答する日の前日までをいうものである。

問（第2の7） 被保護者がケアハウスに入所した場合、ケアハウス所在地をその者の居住地とし、その者に対する保護の実施責任は、ケアハウス所在地を所管する保護の実施機関が負うこととなるのか。

答 お見込みのとおりである。

なお、同様の取扱いとしては、身体障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等がある。

また、障害者自立支援法施行時に現に障害者自立支援法に規定する共同生活援助を行う住居に入居している者については、従前の保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこととなる。

問（第2の8） 平成18年10月以前より児童福祉法に基づく措置により児童福祉施設（知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に限る。）に入所している児童が、引き続き契約に基づき当該施設に入所する場合、その児童の入所期間中、当該施設（複数の施設に継続して入所措置された場合には最初に入所措置された施設）に入所措置する前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が、当該児童に対する保護の実施責任を負うものと考えてよいか。

答 お見込みのとおりである。

2 居住地のない被保護者又は要保護者について、保護の実施機関が所管区域内に適切な指定医療機関がないか、あっても満床のため、所管区域外の指定医療機関に医療を委託した場合及び治療の必要上から所管区域外の指定医療機関に委託替えした場合（生活保護法による医療扶助を適用されている患者が自発的に転院転所をした場合であって、客観的に保護の実施機関において委託替えすべきであったと認められるときを含

む。)には、当該医療の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（1の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による。）を負うこと。

3 居住地のない介護老人保健施設又は介護療養型医療施設入所者であって、法による介護扶助を適用されている被保護者が、当該保護の実施機関の所管区域外の指定介護機関に転院、転所をした場合には、当該介護扶助の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（1の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による。）を負うこと。

4 単身の被保護者（入所と同時に保護を開始される者を含む。）が国立保養所又は結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定めること。ただし、病院又は療養所から直ちに結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、病院又は療養所に入院又は入所中における保護の実施機関にあるものとする。

5 保護施設に入所している者が病院、介護老人保健施設若しくは療養所に入院若しくは入所した場合又は保護施設を退所し、引き続き保護施設通所事業を利用した場合には、入院若しくは入所又は通所している期間中（保護施設通所事業については1年以内に限る。）、当該施設に入所していたときの保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこと。

6 被保護者が老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所した場合は、その者の入所期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負うこと。

7 老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が病院、介護老人保健施設又は療養所に入院又は入所した場合で当該入所措置廃止と同時に保護を開始されるその者に対する保護の実施責任は、当該施設に入所中その者に対し保護の実施責任を負う保護の実施機関にあるものとする。

8 保護を受けていない介護老人福祉施設入所者から保護の申請があった場合のその者に対する実施責任は、当該施設所在地を所管する保護の実施機関にあるもの

とすること。ただし、第1の規定により出身世帯と同一世帯と認定されるべき場合は、この限りでないこと。

9 被保護者が障害者自立支援法に規定する障害者支援施設（障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設並びに同法付則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設を含む。）に入所し、又は共同生活援助若しくは共同生活介護を行う住居（同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する知的障害者通勤寮を含む。）に入居した場合は、その者の入所又は入居期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負うこと。

なお、当該者が入所又は入居前に属していた世帯が移転した場合でも、12の(1)の取扱いに拠らず、その世帯が従前居住していた地に居住地があるものと認定すること。

10 児童福祉施設（知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設に限る。）に入所している者に対する保護の実施責任は入所前の居住地又は現在地により定めること。

11 法第18条第2項第1号の規定に基づき、死亡した被保護者の葬祭を行う者に対する葬祭扶助の実施責任は、死亡した被保護者に対する保護の実施機関が負うものとする。

12 居住地又は現在地の認定は次によること。

(1) 第1の1によって同一世帯員と認定された者については、出身世帯の居住する地に居住地があるものと認定し、また、出身世帯が移転した場合には、その移転先を居住地と認定すること。

(2) (1)の場合において、出身世帯が分散している等のためその出身世帯の居住地が明らかでないときは、そのうち、生活の本拠として最も安定性のある地を居住地と認定すること。ただし、加齢によりがたいときは、出身世帯の生計中心者のいる地を居住地と認定すること。

なお、出身世帯員に安定した居住地がないときは、

居住地がない者と認定すること。

(3) 刑務所又は少年院より釈放され、又は仮釈放された者について居住地がある場合であって、帰住先が出身世帯であるときは、その帰住地を居住地とし、そうでないときはその帰住地を所在地とみなすこと。

なお、居住地がないか、又は明らかでない場合は、当該刑務所又は少年院の所在地を所在地とみなすこと。また刑の執行停止を受けた者についても、これに準ずること。

(4) 次に掲げる施設に収容されている者又は入所している者については、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、所在地保護を行うこと。

ただし、下記の施設入所者の多くが配偶者からの暴力の被害者である現状にかんがみ、当該被害者の立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間における自治体相互の取り決めを定めた場合には、それによることとして差しつかえない。

ア 売春防止法による婦人保護施設又は婦人相談所の行う一時保護の施設

イ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による婦人相談所が自ら行う又は委託して行う一時保護の施設

第3 資産の活用

◎ 第3

最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のおえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。

なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難しいときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。

1 その資産が現実最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの

2 現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するより

も保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの

3 処分することができないが、又は著しく困難なもの

4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの

5 社会通念上処分させることを適当としないもの

◎ 第3

資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱いは、次に掲げるところによること。ただし、保有の限度をこえる資産であっても、次官通知第3の3から5までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差しつかえない。

なお、不動産の保有状況については、定期的に申告を行わせるとともに、必要がある場合は更に訪問調査等を行うこと。

1 土地

(1) 宅地

次に掲げるものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

また、要保護世帯向け長期生活支援資金（生活福祉資金貸付制度要綱に基づく「要保護世帯向け長期生活支援資金」をいう。以下同じ。）の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

ア 当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地で、建築基準法第52条及び第53条に規定する必要な面積のもの

イ 農業その他の事業の用に供される土地で、事業遂行上必要最小限度の面積のもの

(2) 田畑

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 当該地域の農家の平均耕作面積、当該世帯の稼働人員等から判断して適当と認められるものであること。

イ 当該世帯の世帯員が現に耕作しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以内に耕作することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

③(3)山林及び原野

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。
ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。
ア 事業用（植林事業を除く）又は薪炭の自給用若しくは採草地用として必要なものであって、当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる面積のもの
イ 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以上以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

2 家屋

(1) 当該世帯の居住の用に供される家屋

保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。
なお、保有を認められるものであっても、当該世帯の人員、構成等から判断して部屋数に余裕がある場合と認められる場合は、間貸しにより活用させること。
また、要保護世帯向け長期生活支援資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

(2) その他の家屋

ア 事業の用に供される家屋で、営業種別、地理的条件等から判断して、その家屋の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる規模のものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。
イ 貸家は、保有を認めないこと。ただし、当該世帯の再保護推定期間（おおむね3年以内とする。）における家賃の合計が売却代金よりも多いと認められる場合は、保有を認め、貸家として活用させること。

3 事業用品

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。
ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

- (1) 事業用設備、事業用機械器具、商品、家畜であって、営業種目、地理的条件等から判断して、これらの物の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる程度のものであること。
- (2) 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となるものが、おおむね1年以内（事業用設備については3年以内）に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの。

4 生活用品

(1) 家具什器及び衣類寝具

当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があると認められる品目及び数量は、保有を認めること。

(2) 趣味装飾品

処分価値の小さいものは、保有を認めること。

(3) 貴金属及び債券

保有を認めないこと。

(4) その他の物品

ア 処分価値の小さいものは、保有を認めること。

イ ア以外の物品については、当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があり、かつ、その保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められるものは、保有を認めること。

5 判断基準

1の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地、及び2の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋であって、当該ただし書きにいう処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かの判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置する処遇検討会等において、総合的に検討を行うこと。

問 (第3の18)生活保護の受給中、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等が発見された場合はどのように取り扱ったらよいか。
答 保護受給中に、何らかの事情により、預貯金等を保有していることが発見された場合については、まず、当該預貯金等が保護開始時に保有していた

ものではないこと、不正な手段（収入の未申告等）により蓄えられたものではないことを確認すること。当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断される場合は、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。なお、この場合、当該預貯金等があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

また、保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明した上で、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。

問（第3の13） 不動産の保有状況については、定期的に申告を行わせることとされているが、具体的にはどう取り扱ったらよいか。

答 不動産の保有状況については、少なくとも固定資産税にかかる不動産評価額の評価替え（3年ごと）の際に併せて被保護者から書面により申告を行わせ（固定資産税納税通知書がある場合は写しを提出させること。）、必要がある場合は、更に訪問調査等により的確に把握すること。

なお、保護の実施機関において関係機関の協力等により被保護者の保有不動産の状況を的確に把握できる場合には、必ずしも被保護者から申告を行わせる必要はないこと。

おって、不動産を取得又は処分したときの申告については、予め被保護者に申告の義務があることを十分に理解させ、速やかに申告を行わせること。

問（第3の15） 局長通知第3の5にいう処遇検討会等の検討に付する目安を示されたい。

答 処遇検討会等における検討対象ケースの選定に当たっては、当該実施機関における最上位級地の標準3人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値におおよそ10年を乗じ、土地・家屋保有に係る一般低所得世帯、周辺地域住民の意識、持

ち家状況等を勘案した所要の補正を行う方法、またはその他地域の事情に応じた適切な方法により算出した額をもって処遇検討会等選定の目安額とする。

なお、当該目安額は、あくまでも当該検討会等の検討に付するか否かの判断のための基準であり保護の要否の決定基準ではないものである。

問（第3の16） 処遇検討会等ではどのような点について検討を行うのか示されたい。

答 当該土地・家屋に居住することによって営まれる生活の内容が、最低生活の観点から、他の被保護世帯や地域住民の生活内容との比較においてバランスを失しない程度のものであるか、また、生活保護の補足性の観点からみて、居住用の不動産としてその価格が著しい不公平を生じるものではないか等について、住民意識及び世帯の事情等を十分勘案して長期的な視点で行うものとする。

具体的には、

- ① 当該土地・家屋の見込処分価値の精査
- ② 当該土地・家屋の処分の可能性
- ③ 当該世帯の移転の可能性
- ④ 当該世帯員の健康状態・生活歴
- ⑤ 当該世帯と近隣の関係
- ⑥ 当該世帯の自立の可能性
- ⑦ 当該地域の低所得者の持ち家状況、土地・家屋の平均面積、地域感情
- ⑧ その他必要な事項

について検討し、当該世帯の実情に応じた土地・家屋の保有の容認あるいは活用の方策等の総合的な処遇方針について意見をまとめること。

なお、土地・家屋の活用について処遇方針を樹立する際には、当該世帯に将来の生活の不安を抱かせることのないよう配慮する必要があることから、単に資産活用に係る関係諸機関との連携、活用までの間の急迫保護のあり方、指導指示の内容について検討するのみでなく、個別の世帯の事情に即した他法他施策の活用、不動産を担保とした貸付の活用、不動産の賃貸等による活用、公営住宅等への入居による活用、親族との関係など当該世帯の自立助長の観点から、全般にわたり十分な配慮を行った処遇方針の樹立に努める必要があること。

また、土地・家屋の保有を容認することが適当と判断された場合においても、検討の結果を活かして処遇の改善を図られる処遇方針の樹立について留意されたいこと。

問(第3の6) 局長通知第3の4の(4)のイにいう「当該地域の一般世帯との均衡を失することにならない」ことの判断基準を示されたい。

答(1) 「当該地域」とは、通常の場合、保護の実施機関の所管区域又は市町村の行政区域を単位とすることが適当であるが、実情に応じて、市の町内会、町村の集落等の区域を単位として取り扱って差しつかえない。

(2) 「一般世帯との均衡を失することにならない」場合とは、当該物品の普及率をもって判断するものとし、具体的には、当該地域の全世帯の70%程度(利用の必要性において同様の状態にある世帯に限ってみた場合には90%程度)の普及率を基準として認定すること。

問(第3の17) 寝たきり老人、身体障害者等のいる世帯が、当該寝たきり老人等の身体状況又は病状からルームエアコンを利用している場合であって、その保有が社会的に適当であると認められる場合は、当該地域の普及率が低い場合であっても次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」としてルームエアコンの保有を認めてよいか。

答 お見込みのとおりである。

問(第3の8) 生活用品としての楽器、テレビ、カメラ及びステレオは、趣味装飾品、家具什器又はその他の物品のいずれに分類すべきか。

答 「その他の物品」として取り扱うこと。

問(第3の9) 次のいずれかに該当する場合であって、自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であり、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」として通勤用自動車の保有を認めてよいか。

- 1 障害者が自動車により通勤する場合
- 2 山間へき地等地理的条件、気象的条件が悪い地

域に居住する者等が自動車により通勤する場合
答 お見込みのとおりである。

なお、2については、次のいずれにも該当する
場合に限るものとする。

- (1)世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものであり、かつ、当該勤務が当該世帯の自立の助長に役立っていると認められること。
- (2)当該地域の自動車の普及率を勘案して、自動車を保有しない低所得世帯との均衡を失しないものであること。
- (3)自動車の処分価値が小さく、通勤に必要な範囲の自動車と認められるものであること。
- (4)当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ること。

問(第3の11) 保護申請時において保険に加入しており、解約すれば返戻金のある場合は、すべて解約させるべきか。

答 保険の解約返戻金は、資産として活用させるのが原則である。ただし、返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に限り、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に解約させないで保護を適用して差しつかえない。

問(第3の19) 保護申請時において学資保険に加入している場合においても、本通知第3の間11と同様の条件を満たす場合については、解約させないで保護を適用してよいか。

答 当該学資保険が、次の条件を満たす場合には、保護適用後、満期保険金(一時金等を含む)又は解約返戻金を受領した時点で、開始時の解約返戻金相当額について法第63条を適用することを前提として、解約させないで保護を適用して差しつかえない。

- 1 同一世帯の構成員である子が1.5歳又は1.8歳時に、同一世帯員が満期保険金(一時金等を含む)を受け取るものであること
- 2 満期保険金(一時金等を含む)又は満期前解約した場合の返戻金の使途が世帯内の子供の就学に要する費用にあてることを目的としたものであること

3 開始時点の1世帯あたりの解約返戻金の額が50万円以下であること

問 保護受給中に学資保険の満期保険金（一時金等を含む）又は解約返戻金を受領した場合について高等学校等就学費との関係も踏まえて取扱いを示されたい。

答 満期保険金等を受領した場合、開始時の解約返戻金相当額については、法第63条を適用し返還を求めることとなるが、本通知第6の間40の(2)のオに定める就学等の費用にあてられる額の範囲内で、返還を要しないものとして差しつかえない。なお、この場合、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上しても差しつかえない。

開始時の解約返戻金相当額以外については、「保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の取扱い」と同様に、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合については、収入認定の除外対象として取り扱い、当該収入があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

問（第3の12） 障害者については通勤用の場合の他にも自動車の保有を認めてよいか。

答 障害（児）者が通院、通所及び通学（以下「通院等」という。）のために自動車を必要とする場合で、次のいずれにも該当し、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」としてその保有を認めて差しつかえない。

なお、次のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供すること。

(1) 障害（児）者の通院等のために定期的に自動車を利用されることが明らかな場合であること。

(2) 当該者の障害の状況により、利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であり、自動車による以外に通院等を行うことがきわめて困難であることが明らかに認められること。

(3) 自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2,000cc以下）であること。

(4) 自動車の維持に要する費用が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること。

(5) 障害者自身が運転する場合又はもっぱら障害（児）者の通院等のために生計同一者もしくは常時介護者が運転する場合であること。

問（第3の14） ローン付住宅を保有している者から保護の申請があったが、どのように取り扱うべきか。

答 ローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを保有している者を保護した場合には、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用は行うべきではない。

問（第3の〇） 局長通知第3の1の(1)及び第3の2の(1)において、要保護世帯向け長期生活支援資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させることとし、その活用後に保有を認めることとされているが、当該貸付資金の利用が可能にも関わらず、その利用を拒む世帯に対しては、どのように対応するのか。

答 要保護世帯向け長期生活支援資金の利用が可能なお場合には、当該貸付資金の利用が優先されるべきである。

したがって、当該貸付資金の利用を拒む世帯に対しては、資産の活用は保護の受給要件となることを説明し、その利用を勧奨するとともに、貸付期間中も相談に応じること、貸付の利用が終了した後、他の要件を満たす場合には生活保護が適用になる旨を説明することとされたい。

それでも、当該貸付資金の利用を拒む場合については、資産活用を恣意的に忌避し、法第4条に定める保護の受給要件を満たさないものと解し、

1. 生活保護受給中の者については、所要の手続を経て、保護を廃止する。

2. 新規の保護申請者については、保護申請を却下する

こととされたい。

問（第3の〇） 保護受給中の者が要保護世帯向け長期生活支援資金を利用した場合、貸付日以前に支給された保護費はどのように取扱うのか。

答 要保護世帯向け長期生活支援資金の利用の可否については、社会福祉協議会による審査によって決定されることから、保護の実施機関による当該居住用不動産の保有認否の判断は、この審査結果を待って行うことになる。

したがって、この場合、貸付契約の成立をもって、当該居住用不動産が具体的に活用可能な資産になったものと判断されるべきであり、初回の貸付分が受けられる月の初日を資力発生日ととらえ、貸付日以前に支給された保護費については、法第63条による返還請求を行わないこと。

なお、この取扱いは、保護の実施機関が貸付日以前に当該居住用不動産の保有を否認していた場合も同様である。

第4 扶養義務の取扱い

④ 第4

要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上当然の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。

④ 第4

1 扶養義務者の存否の確認について

(1) 保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者のうち次に掲げるものの存否をすみやかに確認すること。この場合には、要保護者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること。

ア 絶対的扶養義務者

イ 相対的扶養義務者のうち次に掲げるもの

(ア) 現に当該要保護者又はその世帯に属する者を扶養している者

(イ) 過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

問（第3のIIの1） 局長通知第4の1の(1)のイの(イ)にいう「特別の事情」に該当するのは、どのような場合であるか。

答 民法第877条第2項にいう特別の事情と同様趣旨のものと考えてよく、この場合、特別の事情とは、法律上絶対的扶養義務者には一般的に扶養義務が課せられるが、その他の3親等内の親族についても、親族間に生活共同体的関係が存在する実態にあるときは、その実態に対応した扶養関係を認めるという観点から判断することが適当であるとされている。したがって、本法の運用にあたっては、この趣旨に沿って、保護の実施機関において、当事者間の関係並びに関係親族及び当該地域における扶養に関する慣行等を勘案して特別の事情の有無を判断すべきものである。

わが国の社会実態からみて、少なくとも次の場合にはそれぞれ各号に掲げる者について特別の事情があると認めることが適当である。

1 その者が、過去に当該申請者又はその世帯に属する者から扶養を受けたことがある場合

2 その者が、遺産相続等に関し、当該申請者又はその世帯に属する者から利益を受けたことがある場合

3 当該親族間の慣行又は当該地域の慣行により、その者が当該申請者又はその世帯に属する者を扶

養することが期待される立場にある場合。

(2) 扶養義務者の範囲は、次の表のとおりであること。

[表略]

(3) 扶養義務者としての「兄弟姉妹」とは、父母の一方のみを同じくするものを含むものであること。

2 扶養能力の調査について

(1) 1により把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。なお、調査にあたっては、金銭的な扶養の可能性のほか、被保護者に対する定期的な訪問・架電、書簡のやり取り、一時的な子どもの預かり等（以下「精神的な支援」という。）の可能性についても確認するものとする。

問（第3のⅡの2） 局長通知第4の2の(1)による扶養の可能性の調査により、例えば、当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者及び実施機関がこれらと同様と認める者、要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者並びに夫の暴力から逃れてきた母子等当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者であって、明らかに扶養義務の履行が期待できない場合は、その間の局長通知第4の2の(2)及び(3)の扶養能力調査の方法はいかにすべきか。

答1 当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養義務者であるときは、局長通知第4の2の(2)のアのただし書きにいう扶養義務者に対して直接照会することが真に適当でない場合として取り扱って差しつかえない。

2 当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養義務者以外であるときは、個別の慎重な検討を行い扶養の可能性が期待できないものとして取り扱って差しつかえない。

3 なお、いずれの場合も、当該検討経過及び判定については、保護台帳、ケース記録等に明確に記載する必要があるものである。

問（第3のⅡの3） 生活扶助義務関係にある者の扶

養能力を判断するにあたり、所得税が課されない程度の収入を得ている者は、扶養能力がないものとして取り扱ってよいか。

答 給与所得者については、資産が特に大きい等、他に特別の事由がない限り、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。給与所得者であってもこの取扱いによることが適当でないと思われる者及び給与所得者以外の者については、各種収入額、資産保有状況、事業規模等を勘案して、個別に判断すること。

(2) 次に掲げる者（以下「重点的扶養能力調査対象者」という。）については、更にアからエにより扶養能力を調査すること。

- ① 生活保持義務関係にある者
- ② ①以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者
- ③ ①、②以外の、過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別な事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

ア 重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管内に居住する場合には実地につき調査すること。

重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管外に居住する場合には、まずその者に書面により回答期限を付して照会することとし、期限までに回答がないときは、再度期限を付して照会を行うこととし、なお回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。ただし、重点的扶養能力調査対象者に対して直接照会することが真に適当でないと思われる場合には、まず関係機関等に対して照会を行い、なお扶養能力が明らかにならないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。

なお、相当の扶養能力があると認められる場合には、管外であっても、できれば実地につき調査

すること。

イ 調査は、重点的扶養能力調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について行うこと。

ウ アの調査依頼を受けた保護の実施機関は、原則として3週間以内に調査の上回答すること。

エ 調査に際しては、重点的扶養能力調査対象者に要保護者の生活困窮の実情をよく伝え、形式的にわたらないよう留意すること。

(3) 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者については、次により扶養能力を調査すること。なお、実施機関の判断により、重点的扶養能力調査対象者に対する調査方法を援用しても差しつかえない。

ア 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者への照会は、原則として書面により回答期限を付して行うこと。なお、実施機関の判断により電話連絡により行うこととしても差しつかえないが、不在等により連絡が取れない場合については、再度の照会又は書面による照会を行うこと。また、電話連絡により照会した場合については、その結果及び聴取した内容をケース記録に記載するとともに、金銭的な援助が得られる場合については、その援助の内容について書面での提出を求めなければならないこと。

イ 実施機関において重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対して直接照会することが真に適当であると認められないと認められる場合には、扶養の可能性が期待できないものとして取り扱うこと。

ウ アの照会の際には要保護者の生活困窮の実情をよく伝え、重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等の把握に努めること。

(4) 扶養の程度及び方法の認定は、実情に即し、実効のあがるように行うものとし、扶養義務者の了解を得られるよう努めること。この場合、扶養においては要保護者と扶養義務者との関係が一義的であるので、要保護者をして直接扶養義務者への依頼に努めさせるよう指導すること。

(5) 扶養の程度は、次の標準によること。

ア 生活保持義務関係(第1の2の(4)のイ、同(5)のイ、ウ若しくはオ又は同(8)に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係を除く。)においては、扶養義務者の最低生活費を超過する部分

イ 第1の2の(4)のイ、同(5)のイ、ウ若しくはオ又は同(8)に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係並びに直系血族(生活保持義務関係にある者を除く。)、兄弟姉妹及び相対的扶養義務者の関係(以下「生活扶助義務関係」という。)においては、社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損わない限度

問(第3のIIの4) 局長通知第4の2の(5)のアは、生活保持義務関係にある者の同居の事実の有無又は親権の有無にかかわらず適用されるものと思うが、どうか。

答 お見込のとおりである。

(6) 扶養の程度の認定に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 扶養義務者が生計中心者であるかどうか等その世帯内における地位等を考慮すること。

イ 重点的扶養能力調査対象者以外の者が要保護者を引き取ってすでになんらかの援助を行っていた場合は、その事情を考慮すること。

3 扶養の履行について

(1) 重点的扶養能力調査対象者が十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なくして扶養を拒み、他に円満な解決の途がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立てをも考慮すること。この場合において、要保護者にその申立てを行わせる

ことが適当でないとは判断されるときは、社会福祉主事が要保護者の委任を受けて申立ての代行を行ってもよいこと。なお、重点的扶養能力調査対象者以外の者について家庭裁判所に対して調停等を申立てることを妨げるものではない。

- (2) (1)の場合において、必要があるときは、(1)の手續の進行と並行してとりあえず必要な保護を行い家庭裁判所の決定があった後、法第77条の規定により、扶養義務者から、扶養可能額の範囲内において、保護に要した費用を徴収する等の方法も考慮すること。

なお、法第77条の規定による費用徴収を行うに当たっては、扶養権利者が保護を受けた当時において、当該扶養義務者が法律上の扶養義務者であり、かつ、扶養能力があったこと及び現在当該扶養義務者に費用償還能力があることを確認すること。

- (3) 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合は、すみやかに調査のうえ、再認定等適宜の処理を行うこと。

なお、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年1回程度は行うこと。

第5 他法他施策の活用

㊦ 第5

他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。

㊧ 第5

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。

- 1 身体障害者福祉法
- 2 児童福祉法
- 3 知的障害者福祉法
- 4 障害者自立支援法
- 5 老人福祉法
- 6 売春防止法
- 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

- 8 災害救助法
- 9 農業災害補償法
- 10 結核予防法
- 11 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 12 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 13 らい予防法の廃止に関する法律
- 14 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
- 15 公害健康被害の補償等に関する法律
- 16 特別支援学校への就学奨励に関する法律
- 17 健康保険法
- 18 厚生年金保険法
- 19 恩給法
- 20 各共済組合法
- 21 雇用保険法
- 22 労働者災害補償保険法
- 23 国民健康保険法
- 24 国民年金法
- 25 老人保健法
- 26 介護保険法
- 27 児童扶養手当法
- 28 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- 29 児童手当法
- 30 戦傷病者戦没者遺族等援護法
- 31 未帰還者留守家族等援護法
- 32 引揚者給付金等支給法
- 33 自動車損害賠償保障法
- 34 墓地、埋葬等に関する法律
- 35 自作農維持資金融通法
- 36 母子及び寡婦福祉法
- 37 母子保健法
- 38 学校保健法
- 39 生活福祉資金

第6 最低生活費の認定

㊦ 第6

最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相違並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。

1 経常的最低生活費

経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。

実施機関は、保護の実施にあたり、被保護者がこの趣旨を理解し、自己の生活の維持向上に努めるよう指導すること。

2 臨時的最低生活費（一時扶助費）

臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であつて、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。

なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に、順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあつては、十分留意すること。

- (1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要
- (2) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要
- (3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要
- (4) ひとり親世帯の経済的自立に必要な特別需要**

㊦ 第6

最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行わなければならないこと。

1 級地基準の適用

㊦ 第6

1 級地基準の適用

級地基準の適用は、原則として世帯の居住地又は現在地によるものであるが、2に特別の定めがある場合のほか、次に掲げる場合は、例外的に、それぞれ当該各項によるものとする。

- (1) 葬祭扶助については、葬祭地の級地基準によること。
- (2) 旅先等で急迫保護を必要とする場合は、当該要保護者の現在地の級地基準によること。

2 経常的一般生活費

(1) 基準生活費

㊦ 別表第1 生活扶助基準 第1章

1 居 宅

- (1) 基準生活費の額（月額）……（略）
- (2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は第1類の表に定める個人別の額を合算した額と第2類の表に定める額の合計額とする。

ただし世帯構成員の数が4人の世帯の基準生活費の額は、第1類の表に定める個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げるものとする。）と第2類の表に定める額の合計額とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の基準生活費の額は、第1類の表に定める個人別の額を合算した額に0.9を乗じた額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げるものとする。）と第2類の表に定める額の合計額とする。

また、12月の基準生活費の額は、当該合計額に世帯構成員1人につき次の表に定める期末一時扶助費を加えた額とする。

級地別	期末一時扶助費 円
1級地-1	14,180
1級地-2	13,540
2級地-1	12,900
2級地-2	12,270
3級地-1	11,630
3級地-2	10,990

イ 第2類の表におけるI区からVI区までの区分は次の表に定めるところによる。

(冬季加算地域区分)

都道府県名

地区別	I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
	北海道	岩手県	宮城県	石川県	栃木県	その他
	青森県	山形県	福島県	福井県	群馬県	の都府
	秋田県	新潟県	富山県		山梨県	県
			長野県		岐阜県	
					鳥取県	
					島根県	

ウ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が算定される者の基準生活費の算定は、別に定めるところによる。

⑥ 第6

2. 一般生活費

(1) 基準生活費

ア 同一の月において入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するとき（保護受給中の者で入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費を算定されていたものが、月の途中で退院又は退所する場合をいう。）における居宅基準生活費は、入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間を除いた日数に応じて計上すること。

なお、保護の基準別表第1第1章の3に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するときも同様とする。

イ 同一の月において介護施設等基準生活費（保護の基準別表第1第1章の2に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費をいう。以下同じ。）

と居宅基準生活費をあわせて計上するときにおける居宅基準生活費は、介護施設等基準生活費が計上される期間の初日又は末日を含めた日数に応じて計上すること。

ウ 介護施設等基準生活費は、当該施設に入所した日から退所の日まで計上すること。

エ ア、イ及びウによるほか、出かせぎ等により1箇月をこえる期間他の世帯員と所在を異にする世帯員については、所在を異にするに至った日の翌日から再び所在を一にするに至った日の前日まで他の世帯員とは別に一般生活費を計上すること。

オ 入院患者に付き添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であって、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められるときは、その実費について基準生活費の算定上特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえない。

なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第1類の経費については、その25パーセントに相当する額を計上すること。

カ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間における期末一時扶助費又は各種加算については、その期間当該被保護者が所在する地の級地基準による額を適用すること。

キ エにより別に計上する一般生活費については、その者の所在する地の級地基準による額を適用すること。

ク 介護施設等基準生活費（期末一時扶助費及び各種加算を含む。）は、当該施設所在地の級地基準により計上すること。ただし、2級地又は3級地に所在する保護施設に入所している者について、1級上の級地の基準を、特別基準の設定があったものとして適用して差しつかえないこと。

ケ エにより他の世帯員と別に一般生活費を計上する場合、保護の基準別表第1第1章の1の第2類の表に定める額については、出身世帯員の人員の

世帯に適用される額と世帯人員1人の世帯に適用される額とを計上すること。

なお、サ及び第6の2の(4)のイにより居宅基準生活費を計上する場合も同様とすること。

問(第4の1) 入院患者に、付添いのため、出身世帯の世帯員がその級地を異にする地の病院又は療養所において生活する場合は、入院患者に準じ最低生活費の認定をしてよいか。

答 当該入院患者が未成熟の子、身体障害者等であつて付添いが必要であると認められ、かつ、その出身世帯員が付添いを行うときは、入院患者及び付添いを行う世帯員の基準生活費については、局長通知第6の2の(1)により、病院等の所在地の級地基準を適用して差しつかえない。

また、住宅費についても、出身世帯員が入院患者に付き添う期間中、局長通知第6の4の(1)のエ(入院患者がある場合の住宅費)を適用して差しつかえない。

問(第4の19) 最低生活費の認定にあたり、日割計算を行わなければならないときは、各月の実日数によるべきか。

答 30日を分母として日割計算をすることを原則とするが、その月の実日数に応じて日割計算を行うことが適当である場合には、実日数によること。

問(第4の28) 冬季加算を一括前渡支給してよいか。

答 生活扶助のうち冬期加算に相応する分についても、1月分以内を限度として前渡することが原則であるが、薪炭等冬季必需物資について、当該地域の実態からみて適宜の時期に一括購入するのでなければ以後の購入が著しく困難となるような状態であれば、個々の被保護世帯において、これを他の生活需要に充当するおそれの有無等を確認し、必要やむを得ないと認められる場合は必要な額を一括前渡して差しつかえない。

問(第4の37) 12月の月の途中で保護の開始又は停止若しくは廃止があつた者についての期末一時扶助費の額は日割計算しなくてよいか。

答 期末一時扶助費は、12月から翌年1月にかけて引

き続き保護を受ける者に対して越年資金として支給されるものである。

従つて、12月中に保護を開始される者については日割計算を行うことなく支給するものである。また、12月中に保護を停止又は廃止される者については支給しないものである。(この場合すでに支給済であれば、法第80条を適用すべき場合を除き全額返還させることとなる。)

問(第4の66) 短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用する場合の基準生活費の算定はどうすべきか。

答 居宅から1ヶ月を超えて短期入所生活介護又は短期入所療養介護(以下この問において「短期入所」という。)を利用する場合には、利用開始日の属する月の翌月(利用開始日が月の初日であるときは当該月)から、介護施設入所者に適用される介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。

なお、利用期間が1ヶ月以内の場合については、介護施設入所者基本生活費の算定は要しないことから、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を要しないものとする。

この場合、1ヶ月を超えるか否かは、居宅介護支援計画により予め確認するものとし、月の途中で計画に変更があつた場合は、直ちに基準生活費を計上すること。

また、医療機関に入院しており、入院患者日用品費が算定されている者が退院し、そのまま短期入所を利用する場合には、入所日から入院患者日用品費及び加算を計上せず、介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。

問(第4の71) ケアハウスは、生活保護法による指定介護機関の指定の対象とされているが、新規に被保護者が入所することは可能か。また、入所に際し支払う必要がある保証金(敷金等に相当するものに限る。)を住宅扶助から支給することとして差しつかえないか。

答 ケアハウスについては、管理費(家賃相当の利用料をいう。)が住宅扶助基準額以下であつて事務費

及び生活費が生活扶助費により対応可能であれば、新規に被保護者が入所することは可能であり、入所に際し支払う必要がある保証金（敷金等に相当するものに限る。）については、局長通知第6の4の(1)のイにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」であれば、敷金等に係る住宅扶助の基準額の範囲内で必要な額を認定して差しつかえない。

また、ケアハウス入所中の基準生活費については、居宅の生活扶助基準を適用し、生活費と事務費については生活扶助により対応し、管理費については、住宅扶助の基準額の範囲内で必要な実費を住宅扶助として認定することとなる。

問 (第4の79) 保護の基準別表第1第1章の1の(2)のアの規定により、居宅における世帯構成員の数が4人以上いる場合は、個人別の第1類の額を合算した額に一定の率（以下「通減率」という。）を乗じて世帯の第1類の額を算定することとされているが、次に掲げる者の第1類の額を含めた合計額について通減率を適用するのか。

(1) 病院又は診療所において給食を受けないため、第1類の額に75パーセントを乗じた額が算定されている入院患者

(2) 出かせぎ等により1箇月をこえる期間他の世帯員と所在を異にする者で、他の世帯員とは別に一般生活費を計上している者

答 通減率の適用にあたっては、(1)及び(2)に該当する者は居宅における世帯構成員の数には含めないものとする。

したがって、これらの者を除いてもなお居宅における世帯構成員が4人以上いる場合について、(1)及び(2)に該当する者の第1類の額を除いた合計額に通減率を適用することとなる。

㊦ 別表第1第1章

2 救護施設等

(1) 基準生活費の額（月額）……（略）

(2) 基準生活費の算定

ア 12月の基準生活費の額は、次の表に定める期末一時扶助費の額を加えた額とする。

級地別	期末一時扶助費
	円
1級地	5,070
2級地	4,610
3級地	4,160

イ 表におけるI区からVI区までの区分は、1の(2)のイの表に定めるところによる。

3 職業能力開発校附属宿泊施設等に入所又は寄宿している者についての特例

次の表の左欄に掲げる施設に入所又は寄宿している者（特別支援学校に附属する寄宿舎に寄宿している者にあつては、これらの学校の高等部の別科に就学する場合に限る。）に係る基準生活費の額は、1の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

施設	基準生活費の額	
	基準月額	地区別冬季加算額及び期末一時扶助費の額
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設に附属する宿泊施設 特別支援学校に附属する寄宿舎	食費として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額	地区別冬季加算額は、2の(1)のイの表に定めるところにより、期末一時扶助費の額は、2の(2)のアの表に定めるところによる。
障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（以下「旧法精神障害者社会復帰施設」という。）		

<p>障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設（以下「旧法知的障害者援護施設」という。）（同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の8に規定する知的障害者通勤寮（以下「旧法知的障害者通勤寮」という。）に限る。）</p>	<p>食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額</p>
<p>国立身体障害者リハビリテーションセンター 国立光明寮 国立保養所 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（以下「旧法身体障害者更生援護施設」という。） 旧法知的障害者援護施設（旧法知的障害者通勤寮を除く。） 障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）にいう知的障害児施設（自閉症児施設を除く。）</p>	<p>食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の額の合計額</p>

<p>く。)、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設</p>	
<p>児童福祉施設最低基準にいう第一種自閉症児施設、肢体不自由児施設（肢体不自由児通園施設及び肢体不自由児療護施設を除く。）、重症心身障害児施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）にいう指定医療機関</p>	<p>入院患者日用品費の額</p>

⑩ 第6-2-1(1)

コ 次に掲げる施設は、保護の基準別表第1第1章の3の表中の「これらに準ずる施設」として取り扱うこと。

東京都心身障害者職能開発センター職業訓練部門

サ 保護の基準別表第1第1章の3の表中、次に掲げる施設の入所者については、「食費として施設に支払うべき額」は、月額 42,600 円の範囲内において必要な額とし、当該入所者が給食を受けない場合は、これに替えて居宅基準生活費の第1類の経費に75パーセントを乗じて得た額及び居宅基準生活費の第2類の表に定める基準額に20パーセントを乗じて得た額の合計額を計上すること。

また、利用料（室料と同等の内容のものに限る。）を施設に支払う必要がある場合には、月額 25,000 円の範囲内において必要な額を計上して差しつかえないこと。

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設

(2) 入院患者の基準生活費の算定

㉞ 別表第1第3章-1 入院患者日用品費

(1) 基準額及び加算額（月額）

基準額	地区別冬季加算額(11月から3月まで)		
	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
23,150円以内	3,600円	2,110円	1,000円

(2) 入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。

ア 病院又は診療所（介護療養型医療施設を除く。以下同じ。）に1箇月以上入院する者

イ 救護施設、更生施設、内部障害者更生施設又は老人福祉法にいう養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームから病院又は診療所に入院する者

ウ 介護施設から病院又は診療所に入院する者

(3) (1)の表におけるI区からVI区までの区分は、第1章の1の(2)のイの表に定めるところによる。

㉟ 第6-2

(3) 入院患者の基準生活費の算定について

ア 病院又は診療所（介護療養型医療施設を除く。以下同じ。）において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。ただし、12月における期末一時扶助費は算定するものとする。

イ 入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額は、居宅基準生活費の第1類の経費に75パーセントを乗じて得た額及び居宅基準生活費の第2類の表に定める基準額に20パーセントを乗じて得た額の合計額（12月においては、当該合計額に期末一時扶助費を加えた額）とする。

ウ 保護受給中の者について、入院期間が1箇月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合は、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を要しないものとする。

エ 保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でオ又はカに該当しないとき

は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上することとする。この場合、本院月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとする。

オ 保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に入院している場合は、その日から入院患者日用品費を計上すること。

カ 救護施設、更生施設、内部障害者更生施設、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は介護施設に入所している者が入院した場合は、入院の日から入院患者日用品費を計上すること。

キ 入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を日割計算により行うこと。ただし、退院と同時に介護施設に入所する場合はこの限りでない。

ク 入院患者日用品費は、原則として保護の基準別表第1第3章の1の(1)の基準額の全額（精神活動の減退等により日用品の需要の実態からその全額を必要としないもので、その状態が相当期間持続すると認められるものについては、基準額の85パーセントを標準として必要な額）を計上すること。

問（第4の27） 児童福祉法第27条第3項の規定により、都道府県が知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設への入所措置を行った者について、入院患者日用品費を計上してよろしいか。

答 児童福祉法第27条第3項の規定により、都道府県が入所措置を行った者については、児童福祉法の措置として日用品の給付が行われるので、当該児童にかかる日用品費支弁額の月額を収入認定することになるが、事務処理上は入院患者日用品費の基準額とその支弁額の月額との差額を計上することとして差しつかえない。

(3) 介護施設入所者の基準生活費の算定

㊦ 別表第1第3章-2 介護施設入所者基本生活費

(1) 基準額及び加算額(月額)

基準額	地区別冬季加算額(11月から3月まで)		
	I区及び II区	III区及び IV区	V区及び VI区
9,890円以内	3,600円	2,110円	1,000円

(2) 介護施設入所者基本生活費は、介護施設に入所する者について算定する。

(3) (1)の表におけるI区からVI区までの区分は、第1章の1の(2)のイの表に定めるところによる。

㊦ 第6-2

(4) 介護施設入所者基本生活費の算定について

ア 介護施設入所者基本生活費が算定される者については、基準生活費は算定しないこと。ただし、12月における期末一時扶助は算定するものとする。

イ 保護受給中の者が月の途中で介護施設に入所したときは、介護施設入所者基本生活費は入所日の属する月の翌月(入所の日が月の初日のときは当該月)から計上すること。この場合、入所月の一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)は要しないものとする。なお、入院患者日用品費が算定されている入院患者等が医療機関等から介護施設に入所した場合も同様であること。

ウ 保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に介護施設に入所している場合は、その日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

エ 救護施設、更生施設、内部障害者更生施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が介護施設に入所した場合には、入所の日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

オ 介護施設入所者が退所又は死亡した場合は、介護施設入所者基本生活費は退所等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を日割り計算により行うこと。

ただし、介護施設を退所し、その日から病院又は診療所に入院する場合には、退所の日における介護施設

入所者基本生活費については、計上を要しないこと。

カ 介護施設入所者基本生活費は、原則として保護の基準別表第1第3章の3の(1)の基準額の全額を計上すること。

(4) 加算

ア 妊産婦加算

㊦ 別表第1第2章-1 妊産婦加算

(1) 加算額(月額)

級地別	妊婦		産婦
	妊娠6か月未満	妊娠6か月以上	
	円	円	円
1級地及び2級地	9,140	13,810	8,490
3級地	7,770	11,740	7,220

(2) 妊婦についての加算は、妊娠の事実を確認した日の属する月の翌月から行う。

(3) 産婦についての加算は、出産の日の属する月から行い、期間は6箇月を限度として別に定める。

(4) (3)の規定にかかわらず、保護受給中の者については、その出産の日の属する月は妊婦についての加算を行い、翌月から5箇月を限度として別に定めるところにより産婦についての加算を行う。

(5) 妊産婦加算は、病院又は診療所において給食を受けている入院患者及び内部障害者更生施設に入所している者については、行わない。

㊦ 第6-2

(2) 加算

ア 妊産婦加算

(7) 妊産婦加算の計上は、届出によって行うものとし、妊婦であることの認定及び妊娠月数の認定は、母子健康手帳又は保護の実施機関の指定する医師若しくは助産師の診断により行うこととする。

(イ) 保護受給中の者につき、妊娠月数が月の途中で変更になる場合にはその翌月から妊婦加算の額の変更を行うこと。

(ウ) 産婦加算を行う期間は、専ら母乳によって乳児をほ育する産婦については6箇月間とし、その他の者については3箇月間とすること。

(エ) (ウ)の規定にかかわらず、保護受給中の者が出産したときは、当該月は妊婦加算を行い、翌月から5箇月間（専ら母乳によって乳児をほ育する産婦以外の者については2箇月間）を限度として産婦加算を行うこと。

(オ) 妊娠4箇月以後において人工妊娠中絶を行った場合及び死産（妊娠4箇月以後の死児の出産）の場合には、3箇月間（保護受給中の者については翌月から2箇月間）産婦加算を行うこと。

(カ) 妊婦又は産婦から保護の開始の申請があった場合には、申請月においても加算を行うこと。

		児童1人	児童が2人の場合に加える額	児童が3人以上1人を増すごとに加える額
		円	円	円
在宅者	1級地	15,510	1,230	630
	2級地	14,430	1,150	580
	3級地	13,350	1,070	530
入院患者又は介護施設若しくは社会福祉施設入所者		12,920	1,040	510

(注) 社会福祉施設とは保護施設、旧法身体障害者更生援護施設、旧法精神障害者社会復帰施設、旧法知的障害者援護施設、障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設、児童福祉施設最低基準にいう知的障害児施設（自閉症児施設を除く。）、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設若しくは肢体不自由児療護施設又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）にいう老人福祉施設をいい、介護施設とは介護保険法（平成9年法律第123号）にいう介護保険施設をいうものであること（以下同じ）。

問（第4の54） 局長通知第6の2の(2)の(ウ)及び(エ)にいう「専ら母乳によって」とは、どの程度の場合をいうのか。

答 「専ら母乳によって」いる場合とは、当該保育されている乳児について、人工栄養に依存する率が20%未満の場合である。

なお、人工栄養に依存する率は、乳児を養育する者の申立てを基礎として、保護の実施機関の指定する医師、助産師又は保健師の意見をきき、保護の実施機関が決定すること。また、人工栄養に依存する率の変動が予想されるときは、随時、確認を行うこと。

~~イ(2)のウに該当する児童のみを養育しなければならない場合~~

		児童1人	児童が2人の場合に加える額	児童が3人以上1人を増すごとに加える額
		円	円	円
在宅者	1級地	7,750	610	310
	2級地	7,210	570	290
	3級地	6,670	540	270
入院患者又は介護施設若しくは社会福祉施設入所者		6,460	520	260

~~ウ(2)のア又はイに該当する児童と(2)のウに該当する児童を養育しなければならない場合~~

イ 老 齢 加 算

㊦ 別表第1第2章-2 老齢加算 削除

ウ 母 子 加 算

㊦ 別表第1第2章-3 母子加算

(1) 加算額（月額）

~~ア(2)のア又はイに該当する児童のみを養育しなければならない場合~~

人の心身障害者又は知的障害者	最少年齢が低い児童	最少年齢が低い児童の年齢から数えて2番目に年齢が低い児童が以下のそれぞれに該当する場合に加える額		最少年齢が低い児童及び最少年齢が低い児童の年齢から数えて2番目に年齢が低い児童以外の児童が以下のそれぞれに該当する場合に児童1人につき加える額		
		(イ)の子又はイ	(ロ)の子又はロ	(イ)の子又はイ	(ロ)の子又はロ	
	円	円	円	円	円	
春	1級地	23,260	1,840	610	940	310
宅	2級地	21,640	1,720	570	870	290
者	3級地	20,020	1,610	540	800	270
入院患者又は介護施設若しくは社会福祉施設入所者		19,380	1,560	520	770	260

~~(3) (1)のウの場合において、(2)のイに該当する児童は、(2)のア及びウに該当する児童より最少年齢が低い児童とみなす。~~

⑥ 第6-2-(2)

ウ 母子加算

(7) 保護の基準別表第1第2章の3にいう「これに準ずる状態にある」場合とは、次に掲げる場合のように、父母の一方又は両方が子の養育にあたる事ができない場合をいうものであること。

- a 父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者又は精神障害者である場合
- b 父母の一方又は両方が引き続き1年以上にわたって入院中又は法令により拘禁されている場合
- c 父母の一方又は両方がおおむね1年以上（船舶の沈没等死亡の原因となるべき危難に遭遇したときは、その危難が去った後おおむね3箇月以上）にわたって行方不明の場合又は父母の一方又は両方が子を引き続き1年以上遺棄していると認められる場合

(4) 保護受給中の者について、月の中で新たに母子加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。

(9) 母子加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。

なお、居宅基準生活費と救護施設等基準生活費をあわせて計上する場合には、救護施設等基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。

(E) 児童のみで構成されている世帯については、原則として母子加算の適用は認められないが、扶養義務者又は知人等による養育が全くなされないため、その世帯における兄又は姉等が弟妹等の養育に当たらなければならない場合は、その兄又は姉等につき母子加算を受ける者に準ずるものとして母子加算の額

(2) 母子加算は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で4の(2)に掲げる者をいう。）を養育しなければならない場合に当該養育に当たる者について行う。ただし、当該養育に当たる者が父又は母である場合であって、その者が子の養育に当たることができる者と婚姻関係（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。）にあり、かつ、同一世帯に属するときは、この限りではない。

~~ア 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者~~

~~イ 20歳未満で4の(2)に掲げる者~~

~~ウ 15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間~~

~~にある者（イに該当する者を除く。）~~

（ただし、加算を受ける者については、児童として取り扱わないこと。）を加算して差しつかえないこと。

(4) 母子加算を受ける者が長期（おおむね1年以上）にわたって入院中の場合であっても、その者が精神疾患で入院している等のため全く児童の養育に当たることができないとき又は他に養育に当たるものがあるときのほかは、その者につき加算を適用して差しつかえないこと。

問（第4の58） 保護の基準別表第1第2章の3の(1)の(注)にいう社会福祉施設には、身体障害者福祉工場及び軽費老人ホーム（B型）は含まれないものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第4の3） 父が障害の状態にあるため母等が児童扶養手当を受けている場合は、すべて母子加算の適用があると考えてよいか。

答 児童扶養手当法第4条第1項にいう別表に定める程度の障害の状態にある者は、局長通知第6の2の(2)のウの(7)にいう「父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者又は精神障害者である場合」に該当し、又は準ずるものとして取り扱って差しつかえない。

問（第4の4） 母子加算をうけていた母等が入院し、入院期間が長期になる見込みの場合であって、残存世帯に養育にあたる者があるとき、母等に対する母子加算をやめ、現に養育している者に加算してよいか。

答 母子加算をうけていた者が長期（1年以上）入院することが明らかな場合であって、出身世帯員の中に児童の養育にあたる者があるときは、その者に母子加算を加算して差しつかえない。

問（第4の58） 保護の基準別表第1第2章の3の(1)のアの(注)にいう社会福祉施設には、身体障害者福祉工場及び軽費老人ホーム（B型）は含まれないものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第4の59） 転出した児童及び児童福祉施設に入所している児童については、母子加算の対象とならないと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

別表第1第2章第4障害者加算

(1) 加算額（月額）

		(2)のアに該当する者	(2)のイに該当する者
		円	円
在宅者	1 級 地	26,850	17,890
	2 級 地	24,970	16,650
	3 級 地	23,100	15,400
入院患者又は介護施設若しくは社会福祉施設入所者		22,340	14,890

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（児童福祉法に規定する肢体不自由児施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条に規定する施設に入所している者を除く。）については、別に14,380円を算定するものとする。

(4) (2)のアに該当する障害のある者であって当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に12,060円を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に69,720円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

◎ 第6-2-(2)

エ 障害者加算

(7) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。

(イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

(ウ) 保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと。

ただし、保護の基準別表第1第2章の4の(5)にいう障害者加算を行うべき者については、その事由の生じた日から日割計算により加算の認定変更を行うこととし、差しつかえないこととする。

(エ) 障害者加算の認定を受けている者について、月の途中で入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこととする。

なお、居宅基準生活費と救護施設等基準生活費を併せて計上する場合には、救護施設等基準生活費が計上される間を除いた期間において在宅者となる場合にかかる加算の額を計上することとする。

(オ) 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第2章の4の(5)によりがたむ場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1

に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、104,590円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

問 (第4の41) 障害等級表の1級、2級又は3級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けている者は、障害者加算及び老齢加算の認定に当たり「症状が固定している者」に該当するものとして取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおりである。

問 (第4の65) 局長通知第6の2の(2)の(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないか。

答 精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。

なお、当該傷病について初めて医師の診療を受けた日の確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書(写しを含む。以下同じ。)を確認することにより行うものとする。

なお、市町村において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととして差し支えない。

オ 介護施設入所者加算

◎ 別表第1第2章-5 介護施設入所者加算
介護施設入所者加算は、介護施設入所者基本生活費が算定されている者であって、母子加算又は障害者加算が算定されていない者について行い、加算額

(月額)は9,890円の範囲内の額とする。

⑥ 第6-2(2) 介護施設入所者加算

オ 介護施設入所者加算

月の途中で新たに介護施設入所者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときの加算の認定又は認定変更は、(4)に定める介護施設入所者基本生活費の算定の例によること。

カ 在宅患者加算

⑥ 別表第1第2章-6 在宅患者加算

(1) 加算額(月額)

級 地 別	加 算 額
1 級地及び2 級地	13,290 円
3 級 地	11,300

(2) 在宅患者加算は、次に掲げる在宅患者であって現に療養に専念しているものについて行う。

ア 結核患者であって現に治療を受けているもの及び結核患者であって現に治療を受けていないが、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

イ 結核患者以外の患者であって3箇月以上の治療を必要とし、かつ、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

(3) 在宅患者加算は、(2)に掲げる者であって、内部障害者更生施設に入所しているものについては、行わない。

⑥ 第6-2(2) 在宅患者加算

カ 在宅患者加算

(7) 給食のない病院等に入院又は入所している患者については、在宅療養者に準じて在宅患者加算を行って差しつかえないこと。

(4) 結核患者であって現に治療を受けていない場合における加算認定更新は、最長6箇月の期間ごとに行うこと。

(9) 保護受給中の者について、月の途中で新たに在宅

患者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。

問(第4の6) 職業能力開発校在学中の者が現に3箇月以上治療を要する疾病にかかった場合、在宅患者加算を認定してよいが。

答 職業能力開発校在学中の者であっても、在宅患者加算の要件をみたまつ場合には在宅患者加算を加算して差しつかえない。

キ 放射線障害者加算

⑥ 別表第1第2章-7 放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額42,660円、(2)に該当する者にあつては月額21,330円とする。

(1) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の認定を受けた者であつて、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの(同法第24条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者に限る。)

イ 放射線(広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の放射線を除く。以下(2)において同じ。)を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの。

(2) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の認定を受けた者(同法第25条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者であつて(1)のアに該当しないものに限る。)

イ 放射線を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつた者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの。

⑥ 第6-2(2) 放射線障害者加算

キ 放射線障害者加算

(7) 保護受給中の者について、月の途中で新たに放射線

障害者加算を認定し、又はその認定を変更すべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。

(イ) 保護の基準別表第1第2章の7の(1)のイ及び(2)のイに規定する厚生労働大臣の認定については、次に掲げる事項を記載した申請書に、保護の実施機関の指定する医師の意見書及び当該負傷又は疾病に係る検査成績を記載した書類並びに当該世帯の保護適用状況を示す書類を添えて、厚生労働大臣に提出すること。

- a 認定を受けようとする患者の氏名、性別、生年月日、居住地及び職業
- b (1)のイ又は(2)のイの別
- c 負傷又は疾病の名称
- d 放射線を浴びたことに起因すると思われる自覚症状の経過
- e 放射線を浴びたことに起因すると思われる負傷又は疾病について受けた医療の概要
- f 放射線を浴びた当時の状況並びに浴びた放射線の種類及び量

ク 児童養育加算

㊦ 別表第1第2章－8 児童養育加算

児童養育加算は、児童の養育にあたる者について行い、その加算額(月額)は、児童1人につき次の表に掲げる額とする。

第1子及び第2子	小学校第6学年修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下この表において同じ。)	5,000円
第3子以降	小学校第6学年修了前の児童	10,000円

平成19年8月1日から

第1子及び第2子	3歳に満たない児童	10,000円
	3歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経	5,000円

	過した児童とする。)であつて12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	
第3子以降	小学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)	10,000円

㊦ 第6-2-(2)

ク 児童養育加算

(7) 保護受給中の者について、月の途中で新たに児童養育加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。

(イ) 児童のみで構成されている世帯において、その世帯における兄又は姉等が弟妹等の養育にあたる場合、その養育にあたる者については児童として取り扱わないこと。

問(第4の60) 転出した児童及び児童福祉施設に入所している児童については、児童養育加算の対象とはならないと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

ケ 介護保険料加算

㊦ 別表第1第2章－9 介護保険料加算

介護保険料加算は、介護保険の第1号被保険者であつて、介護保険法第132条の規定する普通徴収の方法によつて介護保険料を納付する義務を負う者に対して行い、その加算額は、当該者が加入する保険者へ納付すべき介護保険料の実費とする。

㊦ 第6-2-(2)

ケ 介護保険料加算

(7) 介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実費を認定すること。

(イ) 月の途中で新たに介護保険料加算を認定し又は認定をやめるべき事由が生じたときであつても口割り

計算を行う必要はないこと。

問（第4の67） 保護開始前の滞納分に係る保険料について介護保険料加算の対象とすることは認められるか。

答 認められない。

問（第4の72） 納期が年4回等少ない市町村において、納付月の翌月以降に保護が廃止となった場合、既に支給した介護保険料加算をどう取り扱うべきか。

答 介護保険料加算は、納期に納入すべき介護保険料の実費に相当する生活需要を保障するものであり、保護が廃止されたからといって、保護決定時の介護保険料加算の変更は要しない。

問（第4の73） 養護老人ホームに入所する無年金者等介護保険料を負担する収入がない者から生活保護の申請があった場合、要保護者として介護保険料分の扶助費を支給するのか。

答 養護老人ホーム入所者で費用徴収基準の第1階層に区分される者については、介護保険料加算の内容に相当する生活需要は措置を受けている限り、全て施設入所の処遇（措置費）のうちに含まれることとされている。

なお、養護老人ホーム入所者で医療扶助のみを受けている者についても、介護保険料加算を計上する必要はない。

問（第4の74） 被保護者が被保険者資格を喪失し、資格喪失の日の属する月の前月までの月割りををもって介護保険料が賦課されたため、当該年度における介護保険料の過払い分が還付された。この場合、還付金をどのように取り扱うべきか。

答 介護保険料加算は、各納期に納入すべき介護保険料の実費に相当する需要について加算を行うものである。

介護保険料の還付金が生じたときの取扱いは、還付金が被保険者の納付した介護保険料と当該年度の介護保険料額（当該被保険者の被保険者資格を有する期間に応じて賦課される介護保険料の額）との差を還付するものであり、過去に遡って各納期の介護保険料額を変更するものではないことか

ら介護保険料加算についても過去に遡っての変更は必要なく、法第63条による返還の問題は生じない。したがって、支給された時点における収入として取り扱うこと。

問（第4の68） 他の市町村から転入してきた被保護者が、転入前の市町村から月割賦課による未納分（滞納したものを含まない）の保険料の請求されている場合は、介護保険料加算を認定して差し支えないか。また、加算を行うのは転出前の保護の実施機関か、転出後の保護の実施機関か。

答 請求額のうち、転入前の生活保護受給期間に応じた額を限度として、加算を認定して差し支えない。この場合、転出後の保護の実施機関において加算すること。

なお、逆に転入前の市町村から過納分の還付金があった場合には、転出後の保護の実施機関において当該還付金を収入認定すること。

問（第4の75） 被保護者が死亡したことで、その年度の介護保険料に過払いが生じ、遺族に対して還付金が支給された場合、どう取り扱うべきか。

答 当該還付金については、遺族に対し支給されたものであり、当該遺族が保護を受給している場合には、当該世帯の収入として認定することとなるが、そうでない場合には、収入認定及び返還の問題は生じない。

問（第4の76） 介護保険料の納付月前に介護保険の第1号被保険者である被保護者が亡くなった場合、既に支払った保険料額が亡くなった月の前月までの月割りををもって賦課された保険料に満たなければ、介護保険の保険者から当該被保護者の配偶者又は当該世帯の世帯主に対し、亡くなった月の前月までの保険料を請求されることとなるが、これらの配偶者等に対し介護保険料加算を認定して差し支えないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

コ 重複調整等

㊦ 別表第1第2章-10重複調整等

母子加算又は障害者加算について、同一の者が2以上

の加算事由に該当する場合には、最も高い一の加算額（同額の場合にはいずれか一方の加算額）を算定するものとし、相当期間にわたり加算額の全額を必要としないものと認められる場合には、当該加算額の範囲内において必要な額を算定するものとする。ただし、母子加算のうち児童が2人以上の場合に児童1人につき加算する額及び障害者加算のうち4の(4)又は(5)に該当することにより行われる障害者加算額は、重複調整等を行わないで算定するものとする。

3 臨時的一般生活費

(1) 被服費

⑥ 第6-2

(5) 被服費

ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であつて、次官通知第6に定めるところによって判断したうへ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして被服費を計上して差しつかえないこと。

なお、(7)から(9)までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(7) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものが無い場合

区 別	金 額
再生によることができる場合	1組につき 12,400 円以内
新規に購入を必要とする場合	1組につき 18,000 円以内

(8) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合

1人当たり 月額 **12,800** 円以内

同(第4の(6))、局長通知第6の2の(5)の(イ)に

いう「学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者」とはどのような場合をいうのか。

答 学齢期の児童については、活動が活発な一方、成長が著しいため、学童服等が自然消耗前に使用不能となることから、入学準備金支給対象時から3年を経過した進級時にある児童（この間局長通知第6の2の(5)の(イ)による被服費の支給を受けた者を除く。）及び新たに転入する学校において校則等により制服が定められているため、当該学校の児童の全員が制服を着用しており、従前の被服では規格等が異なるため、新たに制服を購入する必要があると認められる児童に限り、認められるものであること。

(9) 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

世 帯 人 員 別	金 額	
	夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）
2人まで	18,100 円以内	32,400 円以内
4人まで	34,100 円以内	54,900 円以内
5人	44,000 円以内	69,500 円以内
6人以上1人を増すごとに加算する額	6,700 円以内	9,600 円以内

(イ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合

月額 **46,900** 円以内

(ロ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合

月額 **3,900** 円以内

(ハ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合

月額 **22,600** 円以内

問（第4の42） 常時失禁状態にある患者等が布おむつ、貸おむつ又はおむつの洗濯代が必要と認められる場合は、その費用を月額 22,600 円の範囲内で支給してよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第4の69） 短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用している要介護（支援）者のおむつ代は、利用日数に応じて減額した額を認定すべきか。

答 短期入所生活介護又は短期入所療養介護の利用が月の2分の1を超える場合には、当該月のおむつ代は基準額に利用日数の割合に応じた額を減じて算定することとし、それ以外は基準額の範囲内で実費を計上して差し支えない。

イ 布団類の支給にあたっては、その世帯の世帯人員、世帯構成、世帯員の健康状態、住居の広さ、布団類の保有状況等を十分勘案し、当該地域の低所得世帯との均衡を失しない限度において最低生活の維持に必要な支給量を決定すること。なお、その者が使用していたものを再生して使用させることを第一に考慮し、みだりに新製の布団類を支給することのないように留意すること。

(2) 家具什器費

㊦ 第6-2

(6) 家具什器費

被保護者が次のアからエのいずれかの場合に該当し、次官通知第6に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態であると認められるときは、24,600 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差しつかえないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難しいと認められるときは、39,300 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差しつかえないこと。

これらの場合においては、収入充当順位にかかわらず、現物給付の方法によること。ただし、現物給付

の方法によることが適当でないと認められるときは、金銭給付の方法によっても差しつかえないこと。

ア 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

イ 長期入院・入所後退院・退所した単身者であって、新たに自活しようとする場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

ウ 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。

エ 転居の場合であって、新旧住居の設備の相違により、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。

(3) 移送費

㊦ 別表第1第3章-3移送費

移送費の額は、移送に必要な最少限度の額とする。

㊦ 第6-2

(7) 移送費

ア 移送は、次のいずれかに該当する場合において他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送費の範囲は、(ウ)又は(イ)において別に定めるもののほか、必要最少限度の交通費、宿泊料及び飲食費の額とすること。

この場合、(イ)若しくは(ウ)に該当する場合であって実施機関の委託により使役する者があるとき、(ウ)、(イ)、(ウ)若しくは(イ)に該当する場合であって付添者を必要とするとき又は(イ)に該当する場合の被扶養者にあつては、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食費並びに日当（実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。）についても同様の取扱いとすること。

(イ) 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合

- (イ) 要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合
- (ロ) 被保護者が実施機関の指示又は指導を受けて他法による給付の手續、施設入所手續、就職手續及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合
- (ハ) 被保護者が実施機関の指示又は指導を受けてその者の属する世帯の世帯員として認定すべき被扶養者を引取りに行く場合
- (ニ) 被保護者が身体障害者更生援護施設、国立保養所、知的障害者援護施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であつて、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合
- (ホ) (ウ)に掲げる施設等に入所している被保護者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合
- (ヘ) 被保護者が実施機関の指示又は指導を受けて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合
- (ヘ) 被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最少限度の連絡を要する場合
- (ト) 被保護者（その委託による代理人を含む。）が、当該被保護者の配偶者、三親等以内の血族若しくは二親等以内の姻族であつて他に引取人のない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。この場合、遺体の運搬費を要するときは、その実費を認定して差しつかえない。
- (チ) 被保護者が、配偶者、三親等以内の血族若しくは二親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。
- (チ) 被保護者が転居する場合又は住居を失つた被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財

- 道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。
- この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最少限度の額を認定して差しつかえない。
- (ツ) 被保護者が出産のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所する場合
- (テ) 刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合
- (テ) 次のいずれかに該当する場合であつてそれがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。
 - a アルコール症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、断酒を目的とする団体（以下「断酒会」という。）の活動を継続的に活用する場合
 - b アルコール症又はその既往のある者（同伴する同一世帯員を含む。）が、断酒会の実施する2泊3日以内の宿泊研修会（原則として当該都道府県内に限る。）に参加する場合
 - c 精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者又はその同一世帯員が、その事業を継続的に活用する場合
- イ 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者等に対し移送費を支給する場合には、面接、調査、照会等により知つた事情を、できるだけ詳細に保護台帳、ケース記録等に記入し、警察官の証明書等を参考書類として添付する等保護の経緯を明らかにしておくように留意し、その保護台帳の写を目的地の保護の実施機関にすみやかに送付すること。

(4) 入学準備金

- ◎ 第6-2
- (8) 入学準備金 小学校又は中学校に入学する児童、生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、それぞれ次の額の範囲内において特別基準の設定があつたものとし

必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。

保護の基準別表第1第2章の3の母子加算及びひとり親世帯就労促進費について、同一の者が両者の支給事由に該当する場合には、いずれか高い方の額を算定するものとする。

問 (第4の43) 児童が、知的障害児通園施設に入所するときは、当該児童を小学校に入学する児童とみなして入学準備金を認定して差しつかえないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

(5) その他

◎ 第6-2

(9) ひとり親世帯就労促進費

ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合については、イに定める額を特別基準の設定があったものとして、ひとり親世帯就労促進費を認定して差しつかえない。

(ア) 父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で保護の基準別表第1第2章の4の(2)に掲げる者をいう。)を養育しなければならない場合。ただし、当該養育に当たる者が父又は母である場合であって、その者が子の養育に当たることができる者と婚姻関係(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。)にあり、かつ、同一世帯に属するときは、この限りでない。

(イ) 当該養育に当たる者が、現に就労収入を得ているか又は職業訓練等に参加している場合

イ ひとり親世帯就労促進費は、それぞれ次に定める額とする。

就労収入の月額が30,000円以上の場合
月額 10,000円

就労収入の月額が30,000円未満の場合
月額 5,000円

職業訓練等に参加している世帯

月額 5,000円

ウ 保護の基準別表第1第2章の3の母子加算及びひとり親世帯就労促進費について、同一の者が両者の支給事由に該当する場合には、いずれか高い方の額を算定するものとする。

問 (第4の〇) 局長通知第6の2の(9)に定める「ひとり親世帯就労促進費」に関する就労収入月額の認定及びその計上方法を示されたい。

答 ひとり親世帯就労促進費の支給額を決定する際に必要となる就労収入月額の認定は、次官通知第7の3の(1)のアからエ及び局長通知第7の1の(1)から(3)までに定める方法により、収入として認定された額をもって行うものとし、当該収入認定が行われた月にひとり親世帯就労促進費を計上することとされた。

問 (第4の〇) 局長通知第6の2の(9)の(イ)にいう「職業訓練等」にはどのようなものがあるのか。

答 当該被保護世帯の自立助長に効果的であると保護の実施機関が認めたものであり、以下のような職業訓練等に取り組んでいる場合が考えられる。

- 1 公共職業訓練に取り組んでいる場合
- 2 専修学校等において、生業の維持に役立つ生業に就くために必要な技能の修得に取り組んでいる場合。
- 3 コンピューターの基本機能の操作等就職に有利な一般的技能の修得、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力の習得、職場適応訓練、就労意欲の喚起を目的としたセミナー等を受講している場合
- 4 各自治体において策定されている就労自立支援に関するプログラムに参加(生活保護受給者等就労支援事業への参加を含む。)している場合

(10) その他

ア 配電設備費

(ア) 被保護者が現に居住する家屋に配電設備が全くない場合には、保護の基準別表第3の1の補修費

等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、配電設備の新設に必要な額を認定して差しつかえないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

(4) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けようとして指導すること。

イ 水道、井戸又は下水道設備費

(7) 被保護者が最低限度の生活の維持のために水道若しくは井戸を設備することが真に必要であると認められ、かつ、その地域の殆んどの家が水道若しくは井戸を設けているとき又は被保護者が市街地の中心部等に居住している場合であって、現在の下水（尿尿を除く。）処理の方法では当該家帯又は近隣の衛生を著しく損うことが認められ、かつ、下水道設備によるほか適当な処理方法がないときに限り、保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして水道、井戸又は下水道設備の新設に必要な額を認定して差しつかえない。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

また、水道又は井戸の設備に係る特別基準の設定に当たっては水道又は井戸の設備費のそれぞれを比較して廉価なものを設備すること。

(4) 設備の規模は、近隣との均衡等を十分に検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(7) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けようとして指導すること。

居住する被保護者に対し、配電設備費又は水道設備費の支給が認められるか。

答 配電設備費等の支給は被保護者の居住する家屋が適法な所有又は占有関係にあることを前提として決定されるべきものであり、不法に占拠された土地に建築された家屋について配電設備費等を支給することは適当でない。

ただし、当該土地の所有者又は権限ある管理者が当該配電設備等を行うことを了承している場合は、例外として支給して差しつかえない。

ウ 液化石油ガス設備費

(7) 被保護者が最低限度の生活の維持のためにプロパンガス等液化石油ガス設備を設けることが真に必要であると認められ、かつ、その設置が近隣との均衡を失することにならないと認められる場合に限り、保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして液化石油ガス設備の新設に必要な額を認定して差しつかえないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

(4) 設備の規模は、近隣との均衡等を十分に検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(7) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けようとして指導すること。

エ 家財保管料

医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄ふことのできないものについては、入院又は入所（入院又は入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下同じ。）後1年間を限度として月額13,000円の額を特別基準の設定があ

問(第4の20)官有地等における無許可建築物に

4 教育費

㊦ 別表第2 教育扶助基準

基準額（月額）

学校別区分	小学校	中学校
基準額	2,150円	4,180円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額	
通学のための交通費	通学に必要な最少限度の額	

㊦ 第6

3 教育費

(1) 基準額の算定

教育扶助基準額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。

(2) 学級費等

学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等（以下「学級費等」という。）として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第2に規定する基準額によりがたいときは、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

小学校 月額 610円以内

中学校 月額 700円以内

(3) 教材代

正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものについて、教育費のうちの教材代を計上する場合には、学校長又は教育委員会の指定証明を徴すること。

なお、正規の教材の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することとなっている副読本の図書、ワークブック及び和洋辞典であること。

(4) 通学のための交通費

児童又は生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学す

ったものとして認定して差しつかえないこと。ただし、明らかに入院又は入所後1年以上の入院加療、入所による指導訓練を必要とする者についてはこの限りではない。

なお、入院又は入所後において保護の実施要領第6の4の(1)のエの(7)により住宅費が認定されている場合には、12か月から当該住宅費を認定した月数を差し引いた月数の範囲において認定すること。

オ 家財処分料

借家等に居住する単身の被保護者が医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校又は社会福祉施設等に入院又は入所し、入院又は入所見込期間（入院又は入所後に被保護者となったときは、被保護者になった時から）が6か月を超えることにより真に家財の処分が必要な場合で、敷金の返還金、他からの援助等によりそのための経費を賄うことができないものについては、家財の処分に必要な最少限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえない。

カ 妊娠検査料

妊娠した被保護者が、妊娠期間中（妊娠後に被保護者となったときは、被保護者になった以降。）保健所において行われる妊婦の健康診査事業を利用することができず、医療機関において定期検診を受ける場合は、公費負担により受診する場合を除き、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

キ 不動産鑑定費用等

保護の申請を行った者又は保護受給中の者が、要保護世帯向け長期生活支援資金を利用（社会福祉協議会による貸付審査により、貸付の利用に至らなかった場合も含む。）することに伴って必要となる不動産鑑定費用（社会福祉協議会が単位期間ごとに行う再評価に要する費用を除く。）、抵当権等の設定登記費用及びその他必要となる費用については、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

方法が全くないが、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。

(5) 夏季施設参加費

小学校、中学校又は教育委員会が行う校外活動(修学旅行を除く。)に、当該学年の児童又は生徒の全員が参加する場合は、その参加のために必要な最少限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえないこと。

(6) 災害時等の学用品費の再支給

災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

小学校 11,100 円以内

中学校 21,700 円以内

問(第4の23) 教育扶助の基準額は月額で表示されているが、被保護者が学用品、通学用品等を購入するために一時に経費を必要とするときは、数箇月分の教育扶助費を一括交付することとしてよいか。

答 教育費の需要の実態にかんがみ、教育扶助費の支給額のある児童生徒の場合に限り、月額で表示された教育扶助の基準額に当該学期の月数(学期の途中で保護を開始された児童の場合は、開始月以後当該学期内の月数)を乗じて得た額の範囲内で必要な額を学用品等を購入する時期に支給して差しつかえない。

問(第4の24) 特別支援学校への就学奨励に関する法律により学用品費及び通学用品費が給付されている児童生徒についての教育扶助の基準額を認定する場合はどうするか。

また、障害児施設に入所している児童が特別支援学校へ通学している場合、教育扶助はどう認定するのか。

答 当該法律により給付された学用品費及び通学用品費の額と教育扶助の基準額との差額を計上して認定することとされたい。

また、障害児施設に入所している児童が特別支援学校へ通学している場合の教育扶助の認定について

も同様に扱うこととされたい。

なお、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の適用により支給される学用品費及び通学用品費がある場合も同様に扱われたい。

問(第4の12) 学童が通学に際し、交通機関がなく、遠距離のため自転車を利用する必要がある場合は、自転車の購入費を認めてよいか。

また、自転車による通学に伴って、ヘルメットを必要とする場合は、ヘルメット購入費を認めてよいか。

答 その地域のほとんどすべての学童が自転車を利用している場合には、自転車の購入費を教育扶助の交通費の実費として認めて差しつかえない。

また、学校の指導により、自転車を利用して通学している学童の全員がヘルメットをかぶっている実態にあると認められる場合には、ヘルメットの購入費を教育扶助の交通費の実費として認めて差しつかえない。

なお、通学のため交通費を要する場合には、年間を通じて最も経済的な通学方法をとらせることが適当であるので、他に交通機関がある場合には、それとの比較において考慮すること。

問(第4の13) 給食費を学校長に直接交付する場合であって前渡の必要があるとき、当該給食費の認定の取扱いは如何にしたらよいか。

答 前渡の必要があると認定される給食費の概算額を毎月計上し、毎学年おおむね2回程度、適宜な時期に精算を行うようにされたい。

なお、保護を停止し、又は廃止するときは、そのときに精算を行われたい。

問(第4の45) 特別支援学校の小学部若しくは中学部に通学する児童若しくは生徒のうち、付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者、又は小学校若しくは中学校に通学する児童若しくは生徒のうち、身体的事情等により一定期間付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者については、これに要する交通費の額を局長通知第6の3の(4)により認定することとしてよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。
 なお、特別支援学校に通学する児童又は生徒のうち、その一部については、特別支援学校への就学奨励金に関する法律により付添に要する交通費が支給されるので留意すること。

5 住宅費

(1) 家賃・間代・地代等

㊦ 別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

区分 級地別	家賃、間代、地 代等の額(月額)	補修費等住宅維 持費の額(年額)
1級地及び2級地	13,000円以内	117,000円以内
3級地	8,000円以内	

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。

㊦ 第6

4 住宅費

(1) 家賃、間代、地代等

ア 保護の基準別表第3の1の家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であつて家賃、間代等を必要とする場合、又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。

イ 月途中で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合であつて、日割計算による家賃、間代の額を超えて家賃、間代を必要とするときは、1か月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ 被保護者が真に必要なやむを得ない事情により月途中で転居した場合であつて日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代に

つきそれぞれ1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定して差しつかえないこと。

エ 入院患者がある場合等の住宅費の取扱い

(7) 単身の者が、医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院入所期間中も従来通り住宅費を支出しなければならない生活実態にある場合は、入院入所(入院入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下この項において同じ。)後6か月以内に退院退所できる見込みのある場合に限り、入院入所後6か月間を限度として、当該住宅費を認定して差し支えないこと。

なお、入院入所後における病状の変化等により6か月を超えて入院入所することが明らかとなった場合であっても、その時から3か月以内に確実に退院退所できる見込みがあると認められる場合には、更に3か月を限度として引き続き当該住宅費を認定して差し支えないこと。

(4) (7)以外の場合であつて、保護受給中の単身者が月途中で病院等に入院若しくは入所し、又は病院等から退院若しくは退所した場合において、日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を計上して差しつかえないこと。

なお、地域の住宅事情等により、退院又は退所する月において住居を確保することが困難であるため、当該月の前月分の家賃、間代を必要とするときは、退院又は退所した日以前1箇月を限度として1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を日割計算により計上して差しつかえないこと。

オ 保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額(以下「限度額」という。)によりがたい家賃、間代等であつて、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額(7人以上の世帯については、この額にさらに1.2を乗じて得た額)の範囲内において、特別基準の設定があつたものとして、必要な額を

認定して差しつかえないこと。

カ 被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額又はオに定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、限度額又はオに定める額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。ただし、近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者については、この限りでない。

キ 保護開始時において、安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができることと認められる者に限る。）が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額又はオに定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、限度額又はオに定める額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと。

ク 被保護者が居住する借家、借間の契約更新に際し、契約更新料を必要とする場合には、限度額又はオに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

問（第4の64） 局第6の4の(1)のエの(7)により住宅費が認定される場合の施設にはどのようなものがあるか。

答 次のような施設に入所した場合が考えられる。

- (1) 職業能力開発促進法にいう職業能力開発校、障害者能力開発校又はこれらに準ずる施設
- (2) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉施設等であって指導又は訓練を目的としているもの

問（第4の56） 局長通知第6の4の(1)のオにいう「世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」には原則として単身者の場合の家賃、間代等は該当しないものとして取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおりである。したがって、単身者が転居する場合又は単身者の従来の住居が地域との均衡を著しく失っている場合には、保護の基準別表第3の2の限度額の範囲内の住居へ入居するよう十分

指導されたい。

ただし、当該単身者が車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において上記限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合は上記限度額に1.3を乗じて得た額の範囲内において必要な家賃、間代等を認定して差しつかえない。

問（第4の55） 住宅扶助の家賃、間代、地代等の額は月額で表示されているが、被保護者が数箇月分の地代を一括して支払う必要があるときは数箇月分の住宅扶助費を一括交付することとしてよいか。

答 地代については、その支払いの実態にかんがみ住宅扶助費の家賃、間代、地代等の額を12箇月の範囲内において必要な月分を地代支払いの時期に支給して差しつかえない。

ただし、新たに、保護を開始した者については、保護を開始した日以降、次期地代支払い時期までの額を認定すること。

問（第4の34） 家賃又は間代の中に電灯料又は水道料が含まれている場合の住宅費はどのように認定すればよいか。

答 電灯料又は水道料に相当する額を控除した額を住宅費として認定すること。

問（第4の52） 局長通知第6の4の(1)のオによる特別基準の適用について、世帯員については、同一世帯員として認定され現に同居している被保護者の数によることとし、世帯員の減少により7人を下回ることとなった場合又は単身世帯になった場合には、その翌月から当該特別基準は適用されなくなるものと解してよいか。

また、世帯員が入院又は介護老人保健施設へ入所した場合で1年以内に退院が見込まれるときは、1年間に限り、その者も含めた人員によることを認めてよいか。

答 いずれもお見込みのとおりである。

なお、引き続き当該住居に居住する場合で、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては、世帯員の減少後6か月間を限度として、引き続き当該特別基準を適用して差しつかえない。

問（第4の30） 局長通知第6の4の(1)のキにいう

「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答 「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。

- 1 入院患者が実施機関の指導に基づいて退院するに際し帰住する住居がない場合
- 2 実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合
- 3 土地収用法、都市計画法等の定めるところにより立退きを強制され、転居を必要とする場合
- 4 退職等により社宅等から転居する場合
- 5 法令又は管理者の指示により社会福祉施設等から退所するに際し帰住する住居がない場合（当該退所が施設入所の目的を達したことによる場合に限る。）
- 6 宿所提供施設、無料低額宿泊所（社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設をいう。）等を一時的な起居の場として利用している場合であって、居宅生活ができると認められる場合
- 7 現在の居住地が就労の場所から遠距離にあり、通勤が著しく困難であって、当該就労の場所の附近に転居することが、世帯の収入の増加、当該就労者の健康の維持等世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる場合
- 8 火災等の災害により現住居が消滅し、又は、居住にたえない状態になったと認められる場合
- 9 老朽又は破損により居住にたえない状態になったと認められる場合
- 10 世帯人員からみて著しく狭隘であると認められる場合
- 11 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合
- 12 住宅が確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合
- 13 家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを

行ったことにより、やむを得ず転居する場合

14 離婚により新たに住居を必要とする場合

15 高齢者、身体障害者等が扶養義務者の日常的介護を受けるため、扶養義務者の住居の近隣に転居する場合

または、双方が被保護者であって、扶養義務者が日常的介護のために高齢者、身体障害者等の住居の近隣に転居する場合

問（第4の31） 転居等により、保護継続中の者に対し敷金が返還される場合、この返還金をどう取り扱うべきか。

答 当該返還金は当該月以降の収入として認定すべきものである。ただし、実施機関の指導又は指示により転居した場合においては、当該返還金を転居に際して必要とされる敷金等に当てさせて差しつかえない。

なお、当該返還金を敷金等に当てさせた場合には、敷金等の経費について住宅扶助を行う必要はないものである。

問（第4の35） 敷金等として、権利金、礼金又は不動産取扱業者に対する手数料を認定してよいか。

答 必要やむを得ない場合は、転居に際して必要なものとして認定して差しつかえない。

問（第4の77） 局長通知第6の4の(1)のキにいう「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答 「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれにも該当する場合で、ケース診断会議等において総合的に判断した結果、真に敷金等が必要であると認められるときに限る。

- 1 居宅生活ができると認められること。
- 2 公営住宅等の敷金等を必要としない住居の確保ができないこと。
- 3 他法他施策による貸付制度や他からの援助等により敷金等がまかなわれないこと。
- 4 保護の開始の決定後、同一の住居に概ね6ヶ月を超えて居住することが見込まれること。

問（第4の78） 局長通知第6の4の(1)のキの「居宅生活ができると認められる者」の判断方法を示されたい。

答 居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目（生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事、洗濯、人とのコミュニケーション等）を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。

なお、当該判断に当たっては、要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること。

(2) 住宅維持費

⑥ 第6-4

(2) 住宅維持費

ア 保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費は被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のために経費を要する場合に認定すること。

なお、この場合の補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすること。

イ 家屋の修理又は補修その他維持に要する費用（エにより認定された額を除く。）が保護の基準別表第3の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

ウ 災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合には、すでに認定した補修費等住宅維持費にかかわらず被災の時点から新たに補修費等住宅維持費を認定することとして差しつかえないこと。

エ 豪雪地帯において、雪囲い、雪下ろし等をしなければ家屋が損壊するおそれがある場合には、当該雪囲い、雪下ろし等に要する費用について、一冬期間につき保護の基準別表第3の1に定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして、必要

な額を認定して差しつかえないこと。

問（第4の14）風呂桶が破損した場合、この修理を家屋補修費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 近隣に公衆浴場がない場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差しつかえない。

なお、重度の心身障害者、歩行困難な高齢者等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合は、入浴設備の付設に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差しつかえない。

問（第4の38）現に居住する家屋に便所がない場合には、これに要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第4の8）下水道法第11条の3により水洗便所への改造義務を負う被保護者が市町村又は扶養義務者等の助成又は援助により便所を改造する場合であって、当該改造にあたり家屋の一部を補修しなければならない真にやむを得ない事情があるときは、当該家屋の補修に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 市町村又は扶養義務者等から家屋の補修に要する費用の助成又は援助が期待できない場合は、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第4の48）白ありの食害により家屋の損傷が進んでいる場合であって、放置すれば、明らかに当該家屋が損壊すると認められるときは、白ありの駆除のために要する必要最少限度の費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第4の62）現に居住する家屋に網戸がない場合には、これに要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 設置の必要が認められるときは、最低限度の生活にふさわしい程度において、住宅維持費の範囲内で網戸の設置に要する費用を支給して差しつかえない。